

東京帝国大学「新体制」に関する一考察

——全学会を中心として——

宮 崎 ふ み 子

はじめに

第一章 東大「新体制」構想の背景

第一節 東大をめぐる情勢

第二節 平賀総長

第二章 東京帝国大学全学会の設立

第一節 全学会構想の諸前提

第二節 全学会組織原案

第三節 全学会規程の制定過程

第三章 東大「新体制」の成立と終焉

第一節 東大「新体制」の成立

第二節 全学会の発足

第三節 報国隊結成と東大「新体制」の終焉

むすび

はじめに

昭和一〇年代に入ると、日中戦争の全面的展開を背景として、国内の各分野に於て戦時体制形成をめざす再編の過程が進行した。戦争遂行を支えるための経済体制の再編が企てられ、「挙国一致」の政治指導体制の実現をめざす試みが繰り返し返され、更にそれを基盤に於て支える科学技術動員の体制の構築、および教育体制の再編が図られていた

のである。当時の大学、とりわけ帝国大学は、科学技術研究に於いても、教育に於いても頂点に立つものであり、またイデオロギーの面に於いても注視され、今日よりはるかに重要な位置を占めていた。そしてこのような大学の内部にも、戦時体制形成をめざす再編の動きは、研究、教育、更には教授等の言論活動に至るあらゆる面に於て、様々な形をとってあらわれた。

東京帝国大学に於ては、特に昭和一四年前後から、平賀讓総長のも

とで戦時下の情勢に応ずる各種の改革や新企画の実施が進められた。それらのうち主なものとしては、科学技術研究の方面では工学部総合試験所・東洋文化研究所の新設、南方自然科学研究所設立の準備、航空研究所の拡充を、教育の面では臨時附属医学専門部・第二工学部・熱帯農業員養成所の創設を、学内体制再編に関しては、全学会・特設防護団の設立、家庭連絡者制度、全学講義の実施を挙げることができ。本稿ではこれらの中で、全学会設立を中心とする学内の管理運営体制の再編、当時の言葉で言えば東大の「新体制」の問題を取り上げた。

東大の戦時体制に関する研究は未だ殆んどなされず、特に全学会をはじめ特設防護団や報国隊、あるいは南方自然科学研究所・輻射線化学研究所などのように、戦時下に作られ敗戦とともに姿を消した組織や機関については、その具体的事実さえあまり知られていない。また東大に限らず戦時下の大学一般を対象とする研究も緒に就いたばかりであり、この時期を通して設定されている基調も暫定的なもので、今後の研究によって、検討を加えられるべきものであるように思われる。即ち戦時期を扱った研究には、日中戦争の開始期から昭和二〇年の敗戦までをひとつづきの時代として捉え、その時代を「学問の自由・大学の自治に対する天皇制国家、ファシズム勢力からの攻撃と弾圧、これに対する大学の抵抗と敗北」によって特徴づける、という傾向が共通して見られる。しかし具体的な史料の検討を進めるうちには、こうした基調で解釈しきれない場合も起きてくる。こうしたことから、大学や教育の全般について巨視的な見通しをたて、それを修正してゆく

ためにも、一方で個別的具体的な事例の研究を積み重ねる必要があると言えよう。

本稿は以上のような関心を持ちながら、本学の「新体制」と称された学内体制の再編を取上げ、特にその「新体制」の要である全学会について、できるだけ事実を明らかにすることを目的としている。そしてそれと共に、「新体制」の推進者、彼等の抱いていた「新体制」構想、学内外の諸勢力との関係などについても明らかにしてゆきたいと思う。

第一章 東大「新体制」構想の背景

新体制運動が頂点に達し国民組織の再編が各方面で盛んに唱えられていた昭和一五年初秋、東大に於いても独自の学内「新体制」構築の構想が生まれた。本章ではこの東大「新体制」構想の背景をなした学内外の情勢について知りうる事実を明らかにしたい。また「新体制」構想の最大の推進者であった平賀総長を取上げ、大学運営に関する彼の構想がどのようなものであったかを考察したい。

第一節 東大をめぐる情勢

日中戦争の長期化に応じて国内の各分野に於る再編の動きが高まってくる中で、東京帝国大学は研究、教育、思想の頂点に立つものとして、各方面から様々の働きかけを受けるようになった。それらは文部省をはじめ企画院・軍・産業界・翼賛運動・各種の右翼団体などの干渉や攻撃などであったが、特に本稿では大学運営、学内体制の再編に

関係のあるものを取上げて検討してゆきたい。

昭和十五年七月二日、「新体制」を掲げて第二次近衛内閣が発足した。当時は長期戦遂行を支える強力な政治・軍事体制構築をめざして、軍部・政界・あるいは官僚の間でいくつかの新体制構想がたられていたが、それにとどまらず、この「新体制」の標語は現状打破の漠然とした期待に支えられて非常に流行した。東大の中でも「新体制」がしきりに論議され、この年の夏から秋にかけて『帝国大学新聞』は「大学新体制」「学生新体制」などといったテーマをしばしば取上げて特集を組んでいた。⁽²⁾これらの論議をみると「大学新体制」の内容は提唱者にとってすらはっきりしていない場合が多いのであるが、それにもかかわらず「新体制」論議がくりかえし行われたという現象は、大学に何らかの变革を期待する空気が高まっていたことを示すものであると思われる。

近衛首相のもとで新体制構想は八月三日の新体制準備会発足以後次第に具体化し、一〇月二日には大政翼賛会の発足をみるに至った。翼賛会青年部は学生も翼賛会の傘下に組織することを望み、動員訓練を目的とする青年組織を編成してこの中に学生を含めることを主張し、「大日本学生翼賛団」の組織要綱を試案として発表した。⁽³⁾この企画は文部省に脅威を与え、教育系統を二分するものであるという文部省の激しい反対によって結局成立しなかったが、⁽⁴⁾恐らく大学当局も同様の脅威を感じたであろうということは容易に想像しうる。しかし翼賛会の大学に対する働きかけはこれにとどまらず、各大学の学生会や学生新聞等の学生達をもって推進班を組織し、学生翼賛運動の開

始を試みていた。⁽⁵⁾さきに述べたように『帝大新聞』に於てしきりに

「新体制」のキャンペーンが行われていたことも、あるいはこの学生翼賛運動が東大でも始まりつつあったことを示しているのかもしれない。⁽⁶⁾

次に政府、文部省の教育政策について見てゆきたい。当時は内閣直属の諮問機関である教育審議会に於いて高等教育に関する件が取上げられ、特に教育理念や教育内容の刷新について議論が煮詰まりつつあった時期であった。⁽⁶⁾文部省もまた「教学刷新」の路線のうえに、まず全国の高等学校に対して

「校内団体ヲ再組織シテ現下重要ナル諸種ノ修練施設ヲ加ヘ学校長ヲ中心トシ教職員生徒ヲ打ツテ一丸トスル団体タラシメテ其ノ活力ヲシテ一元的且有機的タラシメントス」⁽⁷⁾

という趣旨の指示を發した。各高等学校は校友会やその他の校内各種団体を改廃し、文部省が示した模範案に沿って新組織案を作成し、文部省の承認を得た後、これを報国団として出発させていった。この報国団は従来の校友会とは異なり、上下の統制が厳しく国防的色彩の強いものであったため、高校生のあいだにはこの新組織に対する戸惑いの色が見られたという。⁽⁸⁾このような文部省による高校の校友会改組の断行は、学生や大学当局に対して、強圧的でありまた抜き打ち的であるという印象を与えた。そして彼等は文部省のこのようなやり方に反撥を感じると共に、大学に対しても同様に「上からの命令による改革」が強制されるかもしれない、という危機感を抱いた。⁽⁹⁾

以上のような新体制運動、翼賛会、あるいは文部省との関わりのほ

かに、帝国大学は「全教育界の儀表」¹⁰と見なされていたため、学外の様々な立場から論議が加えられた。特に東京帝大は、人民戦線事件や河合問題で教授・助教授の検挙や起訴が相ついで起つたため、「大学はマルクス主義や自由主義の温床である」という右翼の攻撃のまとなつた。それらの中では、皇道精神・日本精神の発揚を主張する蓑田胸喜に率いられた一団や、井田磐楠をはじめとする国粹主義的な貴族院議員の集団の活動が特に目立っている。

次に昭和一三年頃から一五年のこの時期に至る東大内部の状況を簡単に振り返っておきたい。この期間は東大当局にとって難題が続いた時期であった。昭和一三年二月、人民戦線事件で経済学部の教授・助教授が検挙され、以前から内紛のあつた経済学部の混乱は深まつた。また一三年七月末、荒木貞夫文相は大学人事の面で従来の自治的慣行に制限を加えようと試み、これによって引き起された文部省と各帝国大学との対立はその後三ヵ月にわたつて続いた。更に一三年一〇月、経済学部河合教授の著書が発禁とされたのをきっかけに、いわゆる「革新派」の動きが活発になり、同学部の内部対立が顕在化した。この「革新派」の中には軍部・内務省警保局と連絡をとりつつ学内で活動している者も居た、と言われている。¹¹ こうした情況の中で当時の長興総長は一月に辞職し、総長不在状態が一ヵ月半程も続いた後、平賀讓名嘗教授が新総長に就任した。平賀総長は就任すると直ちに経済学部工作を進め、河合教授を休職処分にすると共に、一方の「革新派」勢力の大部分を排除し、いわゆる「平賀肅学」を断行した。しかし肅学後も「革新派」は消えたわけではなく、経済学部再建の主役になつ

たある助教授などは軍や警保局とのつながりを保ちながら隠然たる勢力を持っていたと言われている。¹²

学内の学生の思想運動の情況をみると、左翼関係では相変わらず毎年何人かの学生が検挙され、特に昭和一五年の七月から九月にかけては数十人の学生の大量検挙が行われた。しかしこの時期に大学当局や教授等を悩ませていたのは、むしろ右翼学生運動の方であった。当時東大の学内に於ける右翼系の学生団体は司法省刑事局の調査によると一六団体にのぼるが、その中でも最も活発に動いていたのは蓑田胸喜の影響下にあるといわれる小田村寅二郎に率いられた精神科学研究会であった。彼らは雑誌¹⁴、パンフレット、あるいは教授宛の私信などによって、法学部や経済学部、またその中の特定の教授・助教授に対する攻撃を繰り返し、更に学外に於ては日本学生協会のメンバーとして遊説や講演を行い、盛んに東大を非難していた。彼等はまた、経済学部のいわゆる「革新派」の教授・助教授¹⁶や一部の貴族院議員と関係があり、近衛首相からも何らかの援助を受けているといわれていた。¹⁷ 東大当局は彼等が議会に於ける大学攻撃に材料を提供していると思なしていたが、彼等の背後にある勢力を考慮して敢しく処分する事をためらっていた。¹⁸

以上に取上げてきた例からもわかるように、当時の東京帝国大学をめぐって、文部省をはじめとする諸官庁、翼賛団体、軍、内務省警保局、右翼団体がそれぞれ働きかけを行っていた。また学内に於ても教職員や学生が、場合によっては学外勢力と結びつきながら、それぞれの運動や工作を行っていた。左翼運動は既に影をひそめていたが、未

だに左翼学生やマルクス主義的教授・助教授の摘発が続き、そのたびに大学に対する非難が高まり、大学運営に干渉を受ける可能性が生じた。また翼賛運動や「革新派」、その他の右翼団体などと関係のある運動は、大学当局にとって公然と処分しにくいものであるだけに、一層困難な問題であった。そのような運動が大学に対する攻撃や学内の分裂もたらす可能性は大きく、それが更に大学運営に対する政府の干渉等を招く原因になることは十分に予想されたのである。このように見てきただけでも、この当時の東京帝国大学をとり巻く情況が、大学の管理運営を行う当局にとっていかに困難なものであったか、窺い知ることができるのである。

第二節 平賀総長

東京帝国大学の当局にとってきわめて多事多難であったこの時期に総長をつとめたのは、海軍中将・東大工学部名誉教授である平賀譲であった。この平賀総長こそ東大に於ける「新体制」構想を提唱し、具体化し、推進した中心人物である。それゆえ本節ではこの平賀総長を取上げて、彼の大学管理運営に於ける行動とその基礎にあった志向を、残された史料から明らかにしてゆきたい。

はじめに平賀総長の経歴をみておきたい。¹⁹⁾彼は明治一一年広島に生まれ、一高を経て、明治三四年東京帝国大学工科大学造船学科を卒業した。卒業後直ちに海軍に入り、英国グリニッチ海軍大学校造船学科を卒業した後は、海軍の造船部門で働いた。そのかたわら東京帝国大学工科大学、続いて工学部船舶工学科で教え、大正八年工学博士とな

り、大正一五年海軍造船中将（昭和一七年の海軍武官服役令改正以後は海軍技術中将）に任ぜられ、昭和六年待命となった。その後昭和七年東大工学部教授に就任し、同一〇年に工学部長になったが、同一三年定年退官し名誉教授となった。しかし一三年末長與総長辞職の後、再び大学に戻り、学内紛糾の中で総長に就任した。昭和一三年一二月から一八年二月までの彼の総長在職期間は、日本全体にとってもまた大学にとっても重大な事件が相ついで起った時期であった。前節でみたような大学に対する諸勢力の働きかけや学内の紛糾の他にも、昭和一四年の軍事教練の必修化、医学専門部設置要求、昭和一五年の皇紀二六〇〇年記念事業、東大への天皇行幸、昭和一六年の学校報国隊設立の訓令、というように大きな問題が次々に起った。こうした中で平賀総長は学内の引き締めを強化するとともに、学外に対しては大学の自主性を維持する方向で奮闘した。しかし昭和一六年一二月の日米開戦に伴う修業年限の臨時短縮、徴兵猶予期間の短縮、勤労動員の強化などによって大学の事業は圧迫され、大学自身の力の及ばないところで大学運営の基本的条件が決定されるようになってしまった。このような中で昭和一七年末、彼は病気を患って再度の総長職を引受けたが、まもなく昭和一八年二月、現職のまま死亡した。

平賀総長はこの四年余りの在職期間に数多くの改革を行い、新企画を実現した。その中でも本稿で取上げる全学生会設立、特設防護団の創設、報国隊の編成、集団農耕作業の実施、入学宣誓式の復活、家庭連絡者制度の設立、入学・卒業式への父兄招待、全学講義の創始などの大学運営上に重要な意味をもつ新企画が昭和一五年から一六年にかけ

て集中的に実施されているのが目立つ。これらの企画がいわゆる東大「新体制」の具体的内容をなすものであった。またこの他多くの研究・教育機関が平賀総長のもとで新設・拡張された。主なものを挙げれば、工学部総合試験所、臨時附属医学専門部、第二工学部、東洋文化研究所、熱帯農業員養成所などの創設、南方自然科学研究所設立の準備、航空研究所の拡充、大学キャンパスの拡張などがあり、それ以外の分野でも多くの講座が新設・拡充された。ここではこれらの企画のひとつについて述べることはしないが、いずれも時局上大学に対して行われる様々の要請を積極的に受けとめ、大学当局による自主的企画とし、できるだけ大学側の利益を通ず形に於て処理しようを試みた結果である、ということが出来る。平賀総長の行政的手腕は

「外の方面はしばらく措くとして、其実行力の非凡さ、仕事振りの鮮かさから言つて平賀総長の如きは、前代に殆どなかつたのではないか」⁽²⁰⁾

と評され、また企画が卓抜であり、事業推進にあたっては非常に細心であり用意周到であることも広く認められていた。⁽²¹⁾ そのような行政的能力を、平賀総長は、時局に対応しつつ大学の自主性による新企画を実施する中に発揮したのであった。

次に平賀総長の大学運営の過程の中で、昭和一五年はどのような意味を持っていたか検討したい。彼が総長に就任して最初に行政的手腕を振つたのは、前にもふれた経済学部問題に対する「平賀肅学」であった。このとき彼は河合問題を経済学部内紛問題として取扱ひ、政府から摘発された河合教授を休職に処すと同時に、「喧嘩両成敗」の論理を適用することによって「革新派」の勢力を削ぐことに成功した。

そして経済学部が自治能力を失つたという理由で、自ら経済学部長事務取扱を兼任し、強力に経済学部の再編を遂行した。このような思ひ切つた措置は、「評議会や教授会を無視し大学自治の伝統を破壊するものである」という批判を招いたが、結局平賀総長は評議会を納得させ、荒木文相からジャーナリズムに至るまで各方面の支持をとりつけたのである。⁽²²⁾ 「平賀肅学」が一応の成功を収め、総長の強靱な行政能力が全学から認められるようになると、彼は「肅学」から一歩進めて次の段階に着手した。それは総長就任の際の抱負として語つた「大学のより大なる建設」⁽²³⁾ であり、後の表現で言い換えれば東大「新体制」構築をめざす学内体制の再編であった。昭和一五年は平賀総長にとって、そのような課題に取り組むべき時期に當つていたのである。

次に、大学の管理運営にあつて平賀総長が抱いていた志向について検討をすすめたい。平賀総長には著作というものがないが、彼が総長として発表した多くの式辞・告辞の類は述作と呼んでも差支えないものであり、しかも彼の思想や志向を知る上で重要なものであると言われている。⁽²⁴⁾ 従つてここでは平賀総長の式辞・告辞の分析を通じて、検討を行いたい。

当時の総長の式辞・告辞は、通例、卒業證書授与、東京帝国大学記念日、及び昭和一六年に復活された入学宣誓式の際に発表された。平賀総長の式辞・告辞はこれらのそれぞれの場合についてパターンがあるが、いずれも困難な時局に於ける国民の重大さと国家思想涵養の必要性の強調を主題としていた。しかしこのような主題は前任の小野塚総長や長與総長の時代にも繰り返されていたものであり、平賀

総長の場合に特に目立つ特徴というものではない。⁽²⁶⁾ また大学の使命に ついても「大学令第一条に示されている通り」というたてまが述べられていただけである。しかし細部には彼の固有の志向を見ることが できる。たとえば「国家主義思想」については、

「国体に反する思想は、これを根絶せしむべきは勿論であります。これと同時 に所謂全体主義思想もまた大に検討を要するものがあります。国家主義思想 と称するものにして、似て非なる仮面を被むるもの、抽象的にして却つて 日本精神に悖るが如きもの、感恩のまごころを欠くが如きもの、或は独善的 排他的にして矯激なるものもまた少くないのであります。これ等に関して は、諸君は既に高等学校に於ても、十分訓へ戒められた筈であります。過去の 例に徴するに、遺憾なることには入学の際、既に左傾的或は右傾的の、危険、矯激なる思想に染み居たりと疑はれるものも皆無ではなかつたのであります。」⁽²⁷⁾

と述べている。ここには過激な右翼学生の「国家主義」鼓吹に対する 牽制と、左翼、右翼にかかわらず学生が「思想化」する事に対する警戒を 読みとることができる。戦時下に於いて極端な形であらわれた諸 傾向に対して、平賀総長は正面から異議を唱えなかつたが、この例の ように、別の見方もありうることを示唆することによって相対化しようとした。この態度は他にも多く見出すことができる。たとえば、時 局の要請を反映して基礎科学より応用科学を優先する傾向に対して は、科学を応用しようという現実の要求が学問発展の推進力となることを認める一方で、基礎研究が忘れられてはならないことを強調した。 また日本諸学振興の主張が排外的様相を帯びてきた風潮に対しては、

「何れの部門に於ても我が国固有の學術を益々尊重する」必要性を述べ る一方で、「広く知識を世界に求め」という五箇条の御誓文を援用 し、国粹主義的傾向の極端化を牽制している。また学生の鍛錬強化を 要求する声が高い中であつて

「学問と練成とは別個のものであつて、所謂鍛錬のみが練成の主なるものと するが如き考がありとすれば、これは謬見の甚だしいものであり、学問する ことそれ自身が、練成の大切な一方途であることを深く悟るべきであります。」⁽²⁸⁾

と述べ、鍛錬強化によつて学問がなごりにされることがないよう戒 めている。以上の例でみてきたような発言が帝大総長という立場から なされたものであることを考えれば、これらの発言は次のような意味 を持つていたと考えられる。すなわち、平賀総長は社会一般の風潮や 時局の要請の良し悪しを論ずることはしなかつたが、そうした学外の 社会の状態が大学内部に直接的に影響を与えることは好ましくないと して、大学と学外の社会との間に一定の距離を置き、大学の独自性を 保つことを望んでいた、と思われる。

以上に見てきたのは、戦時下に於いて大学の管理運営に任ずる者としての、いわば消極的対応であるが、次に平賀総長の大学運営に関する積極的な主張はどのようなものであつたか、検討してゆきたい。ま ず、彼が大学運営の理念として創唱した「家族的大学」論を取上げた い。「家族的大学」論を提唱するにあたって、彼は大前提として日本を「家族国家」であると規定し、

「君は子の如くに民を愛撫して訓へを垂れさせ給ひ、民はまた君に忠に、親

を慕ふが如き至情を以て仕へ奉ると共に、家にあっては各自の父祖に孝を尽し、以て万古不易な美風を発揮し來ったのであります。⁽²⁸⁾」

と述べた。そしてこのような家族的精神は教育にも不可欠の要素であるとして、大学と家庭との連絡を密にし、教職員と父兄が協同して学生を指導・監督することを提案した。

しかし総長の「家族的大学」論はこのような家族的精神の称揚に止まるものではなかった。

「父兄のまごころを我々の心とし、また父兄は我等教職員の心をその心として、相倚り相助けて学生、子弟の指導にあたり、学生は師に従ふと共にこれを仰ぐこと親の如くし、教職員、父兄及学生渾然一体となりて一大家族たるの実を挙げたいと考ふるのであります。かくの如くなれば、我が国風の精髓である家族的精神は学園の内外に漲り、人間味豊かな人倫関係の上に、最も適切なる最高教育が行はるゝに至り、且つ従来動もすれば陥らんとした個人主義の弊を矯めることゝなると考へます。⁽²⁹⁾」

この中には教職員と学生との関係が父兄と子弟との関係に擬せられ、それによって学内に家族的精神による一体化をもたらし、個人主義的傾向を抑制することが、「家族的大学」の目標として述べられている。「家族国家」論とは君民の関係を親子の關係に擬し、忠と孝を一体のものとすることによって、国家の統合を基礎づけ、支配を円滑化する論理であったが、平賀総長も大学を家族に擬すことによって大学の一体性を基礎づけ、また教職員と学生を父兄と子弟に擬すことによって教職員の学生に対する監督指導の根拠としたのである。⁽³⁰⁾

更に、この「家族的大学」論は平賀総長にとって、大学の自治を裏

づけるものとしての意味も持っていた。平賀総長は大学の自治について次のように述べている。

「大学に国家の機構内に於て容され得る限りの自治が、慣行上認められてゐるのも、全く大学を挙げて一大家族となり、学問の權威を確立し、教育、研究の最大効果を揚ぐるに最善の方法と考へられてゐるからであります。この大学自治も、その根本は我々一人一人の自治に存し、一人一人の自治とは各人自ら治め、若くは自ら律することに存するのであって、即ち自ら身を修め、学に精進し、自己を立つると共に他をも立て、全体の為には小我を捨て、自己を犠牲とするも厭はざるの家族的精神が、その根底をなすものと信じます。⁽³¹⁾」

ここには、教育と研究に於いて最大の効果をあげる方法として、国家が大学に対し許容限度までの自治を認めている事と、そのような自治は各人の自己規律と大学という「全体」への献身的奉仕によって支えられており、その根底をなすものは大学を一家族とする「家族的精神」である事とが、述べられている。言い換えれば、大学の自治のための必要条件である対外的一体化と内部的統合は、「家族的大学」の実現によってもたらされるものとされているのである。以上に見てきたように、平賀総長は学生の指導監督、学内の一体化、大学の自治の維持などの課題にとって有効な理念として、「家族的大学」論を提唱したのである。⁽³²⁾

次に、学内再編成にあたって「家族的大学」論と共に平賀総長が提唱した、「新体制」という観念を取上げてゆきたい。平賀総長は国家的規模に於ける「新体制」について

「高度国防国家が確立されんとするにあたりまして、政治、経済及社会のあ

らゆる機構の上に、新たな体制の建設せらるゝことは必然の勢であります。而して新体制の精神は、従来各方面に箇々別々に存在して居た機構を、できるだけ共同の目標に向つて邁進せんとする協力態制に組織し、これを一元的に統制、指導して、奉公の誠を竭さしめんとするにあるものと考へます。

(中略) 新組織は各人がその分野に於て、国家の使命に伴ふ自己の職責を自覚し、在来の人々にいや増す所の創造と努力とを以て、その職務を尽し、よくその長を伸ばし得て、しかもこの創造と努力とが、最も有効なる国家奉仕となるが如きものでなければならぬと考へます。⁽³³⁾

と述べている。すなわち平賀総長の言う「新体制」とは、従来の機構を新組織の中に再編成して一元的な統制のもとに置き、共同の目標に向かつて機能させる体制であり、またその中の各個人の能力を最も有効に全体的目的へと吸収し得る体制であつた。そして彼は更に続けて、

「私は大学に於ての新たな組織或は改革もまた総てこの精神に基いて導かるべきものと信じます。⁽³⁴⁾」

と述べ、学内体制の改革・再編もこのような「新体制」の趣旨に則るものでなければならぬ、と主張したのである。

以上で平賀総長の掲げた「家族的大学」論と「新体制」論を検討してきたが、このような総長の志向は実際に学内体制再編の構想の中に反映されていったと思われる。昭和一五年の秋、総長は一連の新企画に着手するにあつて、

「学内体制の刷新、就中学生の教育鍛錬に於て学内を一体とする新方途の展開と、大学と家庭との密接なる協同連絡とは、此の際は非とも実現致し度きものと考へて居る次第であります。⁽³⁵⁾」

と抱負を語つた。そしてその後間もなく家庭連絡者制度の設立と入学卒業の際の父兄招待とが決定され、全学会と警防団(後に特設防護団と改称)の設立計画が進められた。これらの一連の企画が一応の完成をみた昭和一六年四月に平賀総長は、それらの新制度や新組織が前述のような「新体制」の趣旨に基いて編成されたものであり、また「全学一家族の精神により、師弟一体となつて一致団結を図り、事業を通じて自己が全体の一員としての自覚を深く⁽³⁶⁾」することを目的とするものである、と述べた。すなわち昭和一五年秋から一六年にかけて実施された学内体制再編、いわゆる東大「新体制」は、「家族的大学」の建設と「新体制」構築の二つの理念によって基礎づけられていたのである。

本節では東大「新体制」構想の中心的な推進主体であつた平賀総長を取上げ、彼の大学運営とその志向を検討してきたが、ここで簡単にまとめておきたい。すなわち平賀総長は戦時下に於いてなお、大学の相対的な自立性を維持することを希望し、その優れた行政的手腕を振つて多くの改革と新企画を実行した。その際彼が掲げた理念は「家族的大学」建設と「新体制」構築という、当時の世論に適応したものであつた。こうした理念のもとに彼は学内の再編を進め、学内の統合の強化と対外的一体化を図つたのである。

第二章 東京帝国大学全学会の設立

東京帝国大学の「新体制」の中核をなしたのは、すべての教職員・学生を一元的に統合する全学組織、すなわち「東京帝国大学全学会」

であつた。この全学会構想は昭和一五年九月、総長とその周囲で生み出され、主として学生課に於て具体化された。全学会設立案は一〇月半ば以降一四回にわたつて評議会で審議された。一月二二日に全学会設立の大綱が公表され、翌昭和一六年二月一八日「東京帝国大学全学会規程」が完成し、全学会は一六年四月の新学年度から発足することとなつた。本章では主として評議会の審議に沿つて全学会の形成過程を追ひ、具体的事実を明らかにしてゆきたい。またそれと共に、平賀総長を中心とする企画と推進の主体が当初抱いていた構想がどのようなものであつたか、それが評議会の審議を通じてどのように変化していったか、についても考察を行つたい。

第一節 全学会構想の諸前提

学内組織を再編成する問題について、平賀総長が評議会に対して審議を要請したのは昭和一五年九月下旬であつた。総長は評議会に於て、時世に於て学生指導のことを考える必要が起つたことと、運動会や各学部学友会等の学内団体のあり方を根本的に考え直すべきであることを述べたが、この問題提起こそ全学会設立問題の直接の発端であつた。このことは、東大に於て学内組織再編成に着手する前提条件がこの時にほぼ整つたことを示している。当時の東大を取巻く情況と、大学運営の最高責任者である平賀総長については、東大「新体制」構想の背景として既に前章で検討してきたが、本節では特に全学会構想の前提条件に限定し、平賀総長が学内組織再編を提起した契機、学生課に於ける学生指導の方針、当時の学内組織の状態、の三つ

の問題について見てゆきたい。

平賀総長が学内組織再編の問題を取上げるに至つた直接の契機が何であるかは、今のところはっきりとはわからないが、少なくとも近衛首相のもとで開かれていた新体制準備会の審議と関係があつた事だけは明らかである。当時平賀総長は新体制準備会に学界から唯一人参加していたが、準備会の審議が行われる前日には、政界や軍部と関係のある教授等も含めて数人の教授を総長室に招き会合を催していた。そのメンバーのひとりであつた法学部の矢部貞治教授は、九月五日の総長室に於ける会合について、

「今日朝九時から総長室で前の連中（九月二日の会合に出席した穂積重遠、田中耕太郎、東畑精一、橋爪明男の諸氏―筆者註）と会合、新体制一般、特に教育との関係を論じた。

学校教育の組織は一応別個だから、国民組織とは切離して考ふべきこと、同時に学校自身は自立的積極的に新体制に沿ふべき改新をやるべしと僕は主張。総長も大体さうするとの事であつた。（下略）⁽⁴⁰⁾

と記している。ここに述べられているのは矢部教授の意見であるが、新体制の趣旨に沿う学校教育の組織改革が必要とされていること、しかも国民全体の再組織とは一応別個に学校自身の自主性に基いて改革が企てられていることなど、その後の全学会設立を中心とする学内体制再編の基本方針と一致するところが多い。総長自身もこの方針に賛成していた、と矢部教授が書いているように、この時の学校教育の組織改編に関する議論は全学会構想へと連続するものであつた、と考へてよいだろう。そう考えれば、他の帝国大学では、この昭和一五年一

○月二八日の総長会議に於ける文部省訓示を契機として学内組織改編が進められたと言われているが、東大の場合は文部省の訓示以前に大
学当局自身の自覚性に基いて企画が開始されていたことになる。そし
てその契機としては、平賀総長が新体制準備会に参加しており、こ
こで国民再組織の問題が論議されるとともに、総長らが学校教育の組織
の再編の問題を意識せざるを得なくなったということが、大きな意味
を持っていたと言えるだろう。

次に当時の学生課に於ける学生指導の方針について検討してゆき
たい。まず昭和初年からの学生指導方針の変化を振り返っておこう。東京
帝大では昭和三年一〇月の勅令に基いて学生主事・学生主事補が設置
され、主として学生思想調査、思想運動対策にあたることになった。⁽⁴²⁾この
制度の発足当初は左翼学生運動対策が仕事の中心であったが、昭和一
五年のこの頃になると学内の左翼運動は衰退し、随って左翼学生の取
締も峠を越した。むしろ学生全体の「無気力」化、「自己の殻内への
収縮」が新たな問題となってきた。⁽⁴³⁾この当時の学生指導の基本方針の
転換について、昭和三年以来学生主事を勤め昭和一五年に東大の学生
課長となった大室貞一郎は次のように述べている。

「昭和一三年から集団勤労が学生生活の中に入れられ知育の是正が始ま
った。即ち従来の、目と耳とを通じ頭脳のみ与へられ貯蔵され、時に応じて
口から出て行くものみの教育を補って、全身から獲得、全身に漲らし、全
身によって外に発露して行くものみの教育をなさんとするのである。その上集
団的生活に於ける自己犠牲の意義を自覚せしめ、困苦艱難を通じて極限に於
ける自己能性の認識と向上とを促さんとするのである。最初は右の如き意味

を旨として行なわれたが、後には時局との連関が次第に反省せられ、足らぬ
方面に労力を奉仕しつつ、時局認識を深めんとする方面に導かれた。⁽⁴⁴⁾」

すなわち左翼学生運動の衰退とともに、実践運動から退いた学生に対
して、戦時下の情勢に積極的に対応するように新たな要求が生じてき
たのである。「自己の殻内へ収縮」したと言われる学生を再び集団に
編成し、勤労奉仕など戦時下に於ける国家的要請に応ずる方向で実践
運動に向かわせようとするのが、当時の新体制運動下で提起された学
生指導の新たな基本方針であった。そしてここに掲げられている集団
化、勤労奉仕、全体の中の自己犠牲の精神などは、そのまま全学会
の趣旨の中に見出すことができる。

このような学生指導の方針の転換は、東大に於ては学生課長の交替
に伴って、はっきりとした形で現われた。昭和一五年九月初旬、左翼
学生運動の取締に力を尽した竹内学生課長が辞職した後、「現下の新
体制運動と相俟って、固定化した『消極指導』の学生課を今後如何に
リードするか⁽⁴⁵⁾」という期待を担って、大室貞一郎学生主事⁽⁴⁶⁾が新学生課
長に就任した。大室学生課長は就任後直ちに学生課内部の改革に取り
かかった。彼は、

「新体制といっても所謂内から盛りあがる気運に俟つより外はない。(中略)
内からといっても各学部、教授連の意嚮が物を言ふんだが、そうなれば、学
生課が積極的にならなくとも事はすらくと運ぶが、まあ各学部との連繫が
大切ぢやないかな⁽⁴⁷⁾」

と語り、「新体制」推進の上で各学部と学生課の連繫が必要であるこ
とを強調した。この各学部と学生課の連繫の強化の方針は、その後ま

もなく総長より学部長会議に諮られ、評議会の承認を得て、

「学生課ト学部トノ関係ヲヨリ密接ナラシムル為、各学部ヨリ教授一名不得
已場合ハ助教一名ノ推薦ヲ願ヒ学生課事務ヲ委嘱スルコト」

という形で制度化されたのである。この「学生課事務嘱託」、或いは「学生課参与」と呼ばれる教授・助教がどのような任務を帯びていたのか正確にはわからないが、この学生課参与の設置は学内に於いて、全学の組織を統合するための第一の布石として受けとられた⁴⁸。そして実際に、この制度が発足した昭和一五年一〇月以降、学生課参与の七人の教授・助教は、学内に新組織を設立する原案の作成から「全学会規程」の条文化に至るまでの全学会形成の全過程に携わり、全学会発足後はその中央事業部内の厚生部の中にそっくり入っていた。以上に見てきたように、昭和一五年九月には大室学生課長の就任と学生課参与の設置によって学生課の内部は改革・拡充され、全学会をはじめとする東大「新体制」構想を具体化する上で総長を補佐し十分に機能しうるように体制が整えられたのである。

最後に、「新体制」構想に於いて改革・統合の対象とされた各学部学友会・運動会などの学内団体の状態について、簡単にまとめておきたい。かつての東京帝国大学学友会は元来運動会を母体として発足した任意加盟の団体であったが、大正一二年の大規模な組織改正によって初めて全学的な団体となったものであった。この大正一二年の改正の特色は、全学生・職員を強制的に入会させることにした点のほかに、緑会・丁友会など各学部学生団体を学友会支部として合併した点や、運営にあたって各学部学生から投票によって学生委員を選出し、

その学生委員会に於て学友会全般にわたる事項を協議することとした点にあった、と言われている⁴⁹。こうして成立した学友会も社会科学研究会に対する取り扱いをめぐる、新人会と七生社の左右両派の抗争を中心に内部の分裂が激化し、これを理由として昭和三年四月に解散されてしまった。それ以来、学友会の構成団体であった緑会（法学部）、鉄門倶楽部（医学部）、丁友会（工学部）、文学部学友会、理学部会、紫友会（農学部）、経友会、運動会、共済部（後に共済事業委員会）などは、それぞれ独立した組織として活動を行ってきた。

しかしこの当時になると、東大内外の情勢が急転する中で、各学部会同志の連絡統合の欠如、学部会執行部の一般学生からの遊離、共済事業委員会の機能停止状態などの各種の弊害が強く意識されるようになった⁵⁰。特に昭和一五年夏以後は国内に於ける新体制運動の展開に刺激されて、学生の間でも学生団体の再編がさかんに論ぜられ、「単一学友会」の形成や、学内の統一的意思表示機関としての「聯合学部会」の設立などを望む声が高まってきた。こうした具体的要望はいくつかの学部学友会を中心に次第に顕著になり、昭和一五年九月以降は七学部の各学友会を横に連絡し、且つ大学当局と各学部学友会を縦につなぐという「総務部」設置案が提起され、いくつかの学部学友会や『帝大新聞』を中心に「総務部」設置をめざす活動が開始された⁵¹。このように昭和一五年九月になると、学部学友会などの既存の学内団体の側に於ても、学内の再編・統合を歓迎し、積極的に推進しようとする気運が熟してきたのである。

即ち、昭和一五年九月には総長にとっても、学生課にとっても、学

内団体にとつても、「新体制」構築の企画を開始するための各種の条件が一応整っていたと言えよう。こうした条件を前提として一〇月以降、全学会設立は具体化されていったのである。

第二節 全学会組織原案

前節で見てきたように、昭和一五年九月には、全学を統合する新組織の設立構想を進めるのに必要な条件が揃っていたが、一〇月八日の天皇行幸という大きな行事が済むのを待って、評議会に於ける審議が本格的に開始された。そして各帝大に対し文部省が学友会改組を要請した一〇月二八日の総長会議以前の一〇月二二日の時点で既に、東大に於ては全学を統合する新組織の設立の第一原案が提出されていた。この第一原案とそれを緻密化して一週間後に提出された第二原案の中には、平賀総長をはじめとする東大「新体制」の推進主体が当初抱いていた新組織構想が、かなりはっきりした形で示されていた。本節ではこの全学会組織原案⁽⁵²⁾を取上げ、それがどのような内容を持ち、評議会や教授会に於てどのように受けとめられるものであったかを、検討してゆきたい。

昭和一五年一〇月一五日、天皇の行幸後はじめての評議会に於て、平賀総長は学生指導に於ける「新体制」を目指すものとして二つの提案を行った。そのひとつは家庭と大学の連絡を緊密化するための措置に関する提案であった。そしてもうひとつは学内外の各団体に對抗するためには内部に強固な団体がある事が必要であり、そのためには運動会、学友会、その他の学内諸団体のあり方や学外団体との関係を再

検討し、学生指導に関する「相当積極的ナル新体制」を考究するよう
に、という提案であった。しかしこの後の方の提案に関しては、評議
員の間から積極的な「新体制」構想が提出されることはなく、大学の
方針に反する学外団体への学生の加盟を禁止するようという要望が
出された程度であった。結局、前に述べた学生課参与に於て原案の作
成を行うことに決し、これ以後東大の「新体制」構想は専ら総長と学
生課とによって推進されていったのである。

次に、学生課に於て作成され評議会に提出された全学会組織原案の
うち、東大「新体制」の推進主体が抱いていた構想の原形が最もはっ
きりと示されている第二原案を取上げ、検討してゆきたい。ここに、
その全文を掲げる。

- 一、全学学生組織ヲ作り大学令第一条ノ徹底ヲ計ルコト。現在ノ各学部令ハ之ニ適合スル如ク事業及ビ組織ヲ改ムルコト。
- 一、之ヲ東京帝国大学全学会（又学生団）ト称スルコト。
- 一、教職員学生ハ全員之ニ加入セシムルコト。
- 一、学生ノ遵守スベキ学生綱領ヲ作ルコト。
- 一、各学部会ヲ統制指導スル「中央指導部」ヲ作ルコト。
- 一、中央指導部ハ会長（総長）直屬トシ其ノ構成左ノ如シ。
各学部長・教授各学部一名・四課長⁽⁴⁵⁾
- 一、中央指導部ノ下ニ学生全般ニ関スル諸事項ヲ協議実行スル「中央事業部」ヲ置ク。中央指導部ノ決定セル全学的事項ノ実行ニ当リ必要ニ応ジ各学部会ト連絡ス。
- 一、中央事業部ニ研鑽、鍛鍊、教養、厚生ノ四部及ビ庶務課ヲ置ク。主ナル事業左ノ如シ。

研鑽部（研究又ハ修養ニ関スル講演又ハ集会、論文募集、出版等）

鍛錬部（勤勞作業、国防技術訓練「滑空、自動車、射撃」警防訓練、一般

体育、運動競技等）

教養部（趣味、娯楽ノ為メノ集会等）

厚生部（生活指導、学資補助、内職、宿舍斡旋、保健相談、学内施設整備等）

庶務課（庶務、会計）

一、中央指導部ノ下ニ各学部別ノ事業ヲ行フ各学部会ヲ置キ、之ニ総務、研鑽、鍛錬、教養ノ四部ヲ設ケ、必要ニ応ジ中央事業部中ノ対応スル事業部ト連絡ス。

一、中央事業部中ノ研鑽、鍛錬、教養ノ各部ハ各学部会ニ於ケル当該事業部長ヲ以テ之ヲ組織ス。中央事業部ノ各部長ハ教授中ヨリ会長之ヲ指名ス。厚生部ハ学生課参与タル教授ヲ以テ組織ス。幹事ハ学生主事之ニ当ル。部長ノ指揮下ニ学生委員ヲ参画セシムルコトヲ得。

一、各学部会ノ役員ハ会長、副会長、各事業部長、及ビ学生委員ヲ以テ構成ス。会長ハ学部長之ニ当ル。副会長、各部長ハ学部教授トス。

一、学生ノ意見ヲ聴取スル機関トシテ学生連絡委員会ヲ設ク。

一、学生連絡委員会ノ構成左ノ如シ。

学生課参与タル教授、学生主事、各学部総務委員タル学生各二名。

一、右ノ組織ニ伴ヒ教養委員会、体育衛生委員会、共済事業委員会ハ之ヲ廃シ、衛生ニ関スル事項ハ衛生委員会之ヲ審議シ、他事業ハ総テ中央事業部之ニ当ル。

まずこの組織案の要点を整理し、列举してゆきたい。組織構成の面を中心に見ると次のようにまとめることができる。すなわち、既成の学内組織を再編統合して新たな全学組織を作り、これに教職員学生の全員を加入させる。この新組織には中央機関として、会長—中央指導

部—中央事業部が置かれる。中央指導部は全学的事項を決定し、また各学部別の事業を行う学部会を統制指導する。中央事業部は学生全般に関する諸事項・諸事業を協議実行する。また中央事業部の内部の研鑽部・鍛錬部・教養部は各学部会の内部の当該する部とそれぞれ連絡をとる。また学生の意見聴取機関として学生連絡委員会を置き、これは各学部会内の総務部と連絡をとる。そして新組織設立に伴い、従来

の組織である各部学友会を改組して全学会の下部組織の学部会とし、教養委員会・体育衛生委員会・共済委員会は廃止してそれらの機能の大部分を中央指導部・中央事業部が吸収する。新組織の構成は大体以上のようにまとめられると思う。

次にこの新組織案の役職についてみてゆきたい。まず総長はこの組織の会長として全体を統轄し、中央事業部の各部長を指名する権限を持つ。そして第一原案では更に「総指導部」（第二原案に於ける中央指導部）の部長をも兼任することになっていた。各学部長は中央指導部に参加すると共に各学部会の会長となる。学生主事と学生課参与の学生課スタッフは中央事業部の厚生部と、学生連絡委員会を占める。そして学生は、学生連絡委員会に各学部から二名の総務委員が参加する以外は、中央事業部の各部長の指導下に、研鑽・鍛錬・教養・厚生⁽⁵⁶⁾の各部に参加する可能性を持つにとどまっていた。この新組織案の人事面の構成は大体以上のようにまとめられる。

次に、この全学会組織原案を、大正一二年から昭和三年まで全学組織であったかつての学友会⁽⁵⁷⁾の規程と比較しつつ、その特色を明らかにしてゆきたい。旧学友会には中央部、各学部支部、漕艇・水泳等の各

運動部、弁論・文芸・音楽等の各文化部、及び新聞部・共済部などの二二部が置かれていたが、中央機関である中央部の任務は、会長の補佐と庶務一切を司るほかには、構内商人の管理、運動週間・全国高等学校大会の催しなどにとどまり、他の各部を統制指導するほど大きな権限は持っていなかった。旧学友会に於ては、全体の方針決定や事業遂行に関する権限が多元的に分散し、総会・理事会・常務委員会・学生委員会など各種の協議機関が設置されていた。また学生の発言権が大幅に認められており、各部から選出された委員によって各部間の連絡協議を行う常務委員会と、各学部から選出された委員が学友会全体にわたる事項の協議を行い、学生の輿論発表の場となった学生委員会とが設置されていた。この二つの委員会は、「学友会の支幹をなす」とまで言われる程の重要性を認められていたのである。

このような旧学友会との比較を通じて明らかになる全学会組織原案の特色を、以下に検討してゆきたい。その第一の特色は、大学執行部当局に権限が集中する強力な中央集権的性格である。まず中央機関の権限について検討してゆきたい。「中央指導部」は「中央事業部」を下部に持ち、全学的事項の協議・企画・実施を指揮するとともに、各学部限りの事項を扱う各学部会をも統制指導する権限を持っていた。旧学友会の中央部は会長の補佐・庶務全般・その他を司る程度のものであり、これとは別に複数の決定機関が設けられていたが、それと比較すると、全学会組織原案では中央機関、特に会長と「中央指導部」に全学会全体の方針決定・業務遂行に関する権限が一元的に集中している事が注目される。次に組織内の各機関の連絡系統をみると、全学

会組織原案では、全学会の各機関の間に上下の指揮系統が整えられ、中央指導部の統制が会全体に貫徹するようになっていた。旧学友会が様々に性格の異なる各部が寄り集まったような形を残していたのに比べると、このような連絡・指揮系統の整備も全学会原案の中央集権性を示すものであると言えよう。更にこの中央集権的組織の頂点をなす総長直属の中央指導部の構成をみると、構成メンバー一八名のうち一名までが各学部長と四課長によって占められている事が注目される。これらの学部長・四課長は総長と共に学部長会議を構成するメンバーであった。当時の学部長会議は大学の正式な機関としての明確な法的基礎を持たないままに、大学の管理運営上の重要案件に関して実質的な審議・決定・問題処理などを行っていた。このような学部長会議のメンバーが主体となって、全学会の中枢部は構成されることになっていたのである。以上の点から、全学会は各種の権限が総長を中心とする大学管理運営当局のもとへ集中する中央集権的な組織として構想されていた、と考えられる。

第二の特色は「中央事業部」の存在に現われている。中央事業部は全体として中央指導部の支配をうける一方、その内部の研鑽、鍛錬、教養の各部はそれぞれ各学部会内の同名の部とつながり、それら各学部会の事業部長によって構成されることになっていった。即ち全学会には、中央指導部―各学部会という縦のつながりと共に、中央事業部―各学部事業部という横断的なつながりがあったのである。このような構造によって、全学会事業の実施に関する中央指導部の指令は縦横の線を通して組織の末端へとゆきわたることになっていった。前にみた通

り、旧学友会は一応全学組織ではあったが、一元的統制のもとに事業を実施するようなことはなく、このような組織網は作られていなかった。これに対して全学会は、全学の構成メンバーを一体として中央指導部の麾下に動員する組織として構成されていた。それは大学内部に一種の「総動員」体制を形成しようとする構想とも言えるのではないだろうか。中央事業部はその縦横にめぐらされた動員のためのネットワークの要をなすものであったのである。

第三の特色は学生課関係者がこの組織の中で相当重要な役割を与えられている点にある。学生課長が四課長のひとりとして中央指導部に加わっているのは勿論であるが、このほかに、中央事業部幹事には学生主事があたり、厚生部は学生課参与の教授等によって構成され、また学生連絡委員会の当局側委員も学生主事と学生課参与とによって占められることになっていた。学生課関係者が組織の中枢に一団となって加わるというこのような構成の中には、学生課によって進められてきた学生対策の延長上に構想された組織としての全学会の特性を窺うことができる。なお当然のことであるが旧学友会は学生主事が置かれる以前に解散したものであり、このような学生課を中心とする管理方式はなかった。

第四の特色は会の運営に於ける学生の役割が非常に小さいことである。旧学友会に於ては、学生は各部門の問題に関わるばかりでなく会全体の運営に関しても大きな発言権を持っていた。しかし全学会組織原案に於ては、学生は中央に於ける協議から排除されている。また旧学友会の学生委員会のような学生全体の意志表示のための独自の機関

も設けられていない。学生の意志や動向は各学部二名の総務委員を通じて、学生連絡委員会の学生主事と学生課参与に伝えられるにとどめられており、それさえも「下意上達」以上の意味はなかった。原案提出者の説明によれば、このような学生に対する処遇は、学生はあくまでも「被指導者」であるという考え方に基くものであった。このことは第三の特色とも関連するが、全学会に於て学生は活動の主体とはなり得なかったのである。

次に第五の特色を見るため、設立目的について検討したい。旧学友会の設立目的は

「運動、講演、音楽其他ノ方法ニ依リ全員ノ身心ヲ錬磨シ福利ヲ増進シ宜ク一汎学生ノ品性及趣味ノ向上ヲ發達ヲ図ランガ為メ」

とされていた。これに対して全学会組織原案では会の設立目的は「大学令第一条ノ徹底」となっている。旧学友会がその目的をいわゆる一般教養に限定していたのに対し、全学会の設立目的は「大学令第一条」すなわち大学の設立目的と同一とされていた。このことは、全学会が大学運営そのものといかに深く関わっているかを示している。さらに解釈の仕方によっては、全学会が学生指導の面だけにとどまらず、大学運営全体に関わりあうという可能性すら、この原案の中に存在していたのである。

第六の特色は事業内容に関するものである。全学会の各事業部の事業のうち、研鑽部・教養部・厚生部、及び鍛錬部中の運動競技などはいずれも既存の組織の事業を何程か継承したものであり、旧学友会事業から引続き行われているものも多い。しかし、鍛錬部の事業の中に

挙げられている勤労作業・国防技術訓練・警防訓練などは、この時はじめて設けられた新規の事業であり、しかも後に述べるように特に重視されたものであった。これらの事業は、高校に報国団を作らせる際に文部省が教示した準則中の「鍛錬部」「国防訓練部」の事業とほぼ一致するものであることも注目される。即ち全学会の事業内容の特色はこれらの勤労作業や警防訓練などの新設に顕著にみられた。そしてそれらは文部省の意嚮を先取りしたものであったのである。

この全学会組織原案が評議会に提出されたときには、多くの評議員の間に反撥がみられ、総長・学生課参与・学生課長等の企画・推進者側との間でさかんな質疑応答が行われた。以下では、これらの質疑応答を通じて、当時この原案のどのような点が問題とされたのか、そしてそれは何を意味していたのかを検討し、全学会組織原案の性格をより明らかにしたい。

まずはじめに、評議会に於ける主な問題点についての質疑応答の要旨を把えておきたい。第一に問題となったのは、中央集権的な組織を新たに設ける必要があるか否か、という点であった。このような新組織を設立することに対する反対意見は法・文・工学部等の評議員から多く出された。彼等は、既存の組織を拡充した上で中央に連絡統合機関を設ければ十分であって新たに全学組織を作る必要はない、と主張した。そして中央指導部が各学部の上に立って指導統制する、という中央集権的な体制の形成に対して強く反撥した。このような新組織設立に対する反対意見に対して、学生課参与から、中央集権的組織を大体内部に設けなければ学外の諸団体と対抗しえない、という設立目的

の説明が行われた。総長もこれに同調して、当時の情勢のもとでは大衆を現状のままに置き置くべきではなく、「新体制」を構築する必要があることを強調して、全学会設立原案を強く推した。こうして全学会を統合する新組織設立という大前提は、評議会に於て承認を得たことになった。

第二に問題とされたのは、全学会設立に伴い、既存の学内諸団体、特に学科や教室単位の小集団をどのように扱うか、という点であった。原案推進者の側では、既存の学内団体のうち各学部学生会や運動会は全学会の一部として適合するように改組し、また各学部内部の小集団は原則として全学会に統合し、それ以外の団体は廃止する、という方針を考えていた。しかし理・工・文学部等の評議員は、学科や教室内部の小集団における教官と学生の関係を現状のままに維持しようとし、この改革案に強硬に反対した。彼らは、当時学生指導に於て最も実績を挙げているのは学科や教室内部の小集団であるのに、そのような小集団を廃止したり中央機関に吸収してしまうような改革方針には賛成できない、とくりかえし主張した。しかし原案推進者の側は、「新体制」の行き方からすれば歴史や伝統がある程度損われるのも止むを得ないと主張して、学内諸団体改革の決意を示した。総長も小集団の独自性を犠牲にしても全体の統制を重視すべきである、という立場を取り、その理由として、当時の東京帝大に最も欠けているものは集団的訓練であり、大学自身がこれを実行しないときは外から強制される懸念もある旨を述べた。⁽⁹⁾結局既存の学内集団の処置については結論が出されないまま、後の審議へと引き継がれていった。

以上の二点に見られる評議員の反撥的な態度は、各学部教授会の意向を反映していたと思われる。法学部教授会の模様は『矢部貞治日記』から窺い知ることができるが、その中には、法学部教授会の有力メンバーは平賀総長の方針を攻撃し、学内「新体制」案に反対してこれができる限り消極化することに努め、そのため板ばさみになった評議員が辞意を洩らしたことなどが記されている。⁽⁶⁾矢部教授はこのような学内「新体制」への反発を「自由主義全盛時代のドクトリネールなもの」と評している。法学部教授会は一年前の「平賀肅学」の際、総長が教授会を無視し学部長会議を背景に経済学部問題を処理したことに對して、最も強硬に反対したところであった。ただし、自由主義的な思想傾向を持つ教授達が勢力を保っていた法学部ばかりでなく、理学部や工学部等の評議員も強力な中央機関の設置に反対し、学部内部の小集団を中央機関の干渉から保護しようとしてこの原案に反対していたことを考えれば、学部教授会の全学会組織原案に対する反撥は学部教授会の自治権や教授の自主性が損われることに關するものである、と想像することができる。このような中央集権的な全学会を設置すれば、学生指導の面で各学部・学科や各教授の自主性が損われることになるのは言うまでもないことだった。そして、さらに想像をたくましくすれば、全学会の目的が大学令第一条に置かれている以上、大学運営のあらゆる分野に於て、全学会中央指導部の統制が貫徹する可能性すら無いわけではなかった。そのために多くの教授は、学部長会議メンバーを主体とする中央指導部によって、従来慣行として学部教授会や各教授に認められてきた自治権や自主性が侵されることを嫌忌し、こ

の原案に反対した、と考えることもできる。

中央集権的全学会組織原案に反撥するこれらの評議員を説得するため、総長や原案作成者が新組織設立の最大の意義として語ったのは、学外の圧力に對抗して大学の自主性を防衛するという事であった。そのためにこそ学内の統制を強化して大学の一体化を図らなければならず、また外から強制される以前に大学の自主性に於いて集団訓練等の学生の鍛錬を実施しなければならない、と彼等は主張したのである。すなわち大学当局と評議会がこのような新組織設立に踏み切った動機には、学外に對して大学の自主的運営を防衛するという意識が強く作用していたと考えられる。そしてその防衛とは、学外からの強制を受ける前にその方針を大学が先き取りして自ら実施することによって、自主的運営をからくも維持しようとするものだったのである。

本節では昭和一五年一〇月学生課に於て作成され評議会に提出された全学会組織原案を取りあげ、その特色を把えてきたが、以上に見てきたことをまとめ若干の考察を付け加えたい。この原案によれば、新設される全学会は、全学の教職員学生を統合し、組織内に整備された指揮系統を持ち、中央指導部に権限が集中する中央集権的組織であった。この組織の中核は学部長会議のメンバーを主体として構成され、またこの組織の運営にあたっては学生課関係者が重要な役割を果たすことになっていった。この組織は全学の学生職員を縦横のネットワークの中に編成するものであり、その事業の中では勤労作業や警防訓練等の集団的訓練が最も重要視されていた。

この全学会の設立目的は、全学の一体化を図り、また自主的に集団

的訓練を実施することによって、学外からの干渉を回避する、ということに置かれていた。

しかし総長ら企画推進主体の意図がそれだけだったかどうかは疑問である。この組織原案にみられる全学会は総長直属の組織であり、評議会の審議を経ず、また教授会を通さずに、総長・学部長会議メンバー・学生課が学生を把握し指導するための組織であった。それは総長をはじめとする大学の管理運営の当事者にとって、従来の様々な慣行の制約を受けず実際的かつ機敏に、学生問題を処理し学内の事業を運営することを可能にする方法であったと思われる。しかも全学会の目的が大学令第一条に置かれている以上、学生問題を超えて大学内のあるゆる問題に対して、このような管理運営方式が事実上適用される可能性すら存在していた。勿論、今日残された史料だけでは、企画推進者がそこまで意図していたのかどうか判断できない。しかし少くとも、この全学会組織原案は従来の方式とは異質の大学管理運営方式を採用することを提起していた、と言うことはできるだろう。

第三節 全学会規程の制定過程

各帝国大学に対して文部省から学友会改組が指示されたのは、昭和十五年一〇月二八日の文部大臣官邸に於ける帝国大学総長会議に於てであった。この会議に於て、平賀総長は東京帝大で進められている学内組織再編の方針を表明した、と言われている。結局この会議に於ては、各大学の自主性と伝統とを尊重しつつそれぞれが独自の立場で学友会の改組・統合を具体化することに意見が一致し、これ以後各帝国

大学は学友会の改廃と新たな全学組織の設立に着手することになった。⁽⁶³⁾しかしこの時既に全学会組織原案が作成されていた東京帝大では、一月に入ると直ちに評議会に於いて全学会規程作成のための具体的な審議が開始された。そして一月二日には早くも全学会規程の大綱が発表され、翌一六年二月一八日の評議会に於て「全学会規程」は成立を見たのである。しかし前節でみた通り、全学会組織原案にはかなりの評議員が不満を抱いていた。それらの点を中心に、この全学会組織原案は評議会の審議を通じてかなり修正され、当初の構想とはかなり隔たったものとなった。本節ではこのような評議会の審議経過を明らかにし、実際に成立した全学会規程はどのようなものであったか、について検討してゆきたい。

まず、多くの評議員の反撥を招いた、総長・学部長・四課長らに権限が集中する中央集権的組織構成をめぐる問題の審議を追ってみた。この問題に関する論議の口火をきいたのは、「大学本来の行政」と全学会との関係についての、法学部教授会の指摘であった。評議会に対する法学部教授会の問題提起は、全学会組織原案の提出から一月二二日の全学会規程の大綱の発表までの三週間余りの審議全体を通じて、最大の論点となった。「大学本来の行政」と全学会との関係はどうあるべきかという問題は、全学会の設立目的の規定、全学会中央指導部と大学評議会の関係、全学会事業と学科課程との関係、学生団体に対する処置の権限の所在、などの各方面に於いて論ぜられた。ここではそれらの各問題が、それぞれどのような形で結着がつけられたかをまとめておきたい。

全学会の設立目的は、さきにも触れた通り「大学令第一条の徹底」に置かれていた。しかし「大学令第一条」の遂行は大学本来の行政機構に課されたものであり、これを全学会の主務とすることは疑問である、という意見が法学部教授会より出された。そして結局全学会の目的としては「より具体的な事業内容を掲げる」ということになり

「本学本来ノ目的ニ副ヒ益々学生ノ心身ヲ鍛ヘ教養ヲ高メソノ集团的訓練ヲ重シシテ有為ナル国民的性格ノ練成ヲ計ルタメ全学組織ヲ作り之ヲ「東京帝国大学全学会」ト名付ク」

という条文に修正された。こうして全学会は、大学本来の行政機構と目的に於て一線を画すように改められた。

次の中央指導部と大学評議会の関係に対する問題は、全学会組織を決定的に変えるという大きな修正をもたらした。この審議に於て、従来の大学行政に於ける最高の意志決定機関である評議会と全学会中央指導部との両者の間に、大学運営の方針に関する意志の不一致が生じた場合どちらを優先させるのか、ということが問題となった。このような事態を予防するために、評議員によって全学会中央指導部を構成する案や、各学部から学部長と評議員一名とを中央指導部に送り込む案などの折衷案が提出された。しかし原則として中央指導部が評議会の上に立ってこれを指揮するようだがあってはならない、という意見が強く、結局中央指導部を設置する条項そのものが廃棄されてしまった。中央指導部を廃するかわりに中央審議会を設けることとなったが、これは会長の諮問機関にすぎず、全学会全体を統率するような権限を全く持たない機関であった。中央指導部が原案から削られたた

め、中央事業部と各学部会とはほぼ同等の機関として並立することになり、各学部会は中央指導部の直接的な統制や指揮を受けずに済むことになった。

また全学会事業と大学の正規の学科課程の関係は、主として全学会鍛錬部の事業について問題となった。鍛錬部の事業の中には国防訓練や警防訓練が含まれていたが、これらの訓練が必修的なものとされた場合、正規の学科課程に重大な影響を及ぼす、という指摘がなされた。そして結局、そのような学科課程に関係する問題は、全学会鍛錬部の権限を超えるものであるから教授会や評議会の審議に委ねられる、という事が確認された。

以上のように、全学会組織に対して大学の行政機構が優位に立つことが各方面に於て確認され、大学運営に於ける全学会の意味は後退した。また全学会の組織自体も、中央指導部の存在が否定されたことによつて、中央集権的な性格を著しく弱めた。即ち、全学会は既存のあらゆる学内団体を総合したとは言うものの、それらを統制する中核的な機関はなく、中央事業部の各部と各学部会から構成される「寄り合い世帯」のような組織となったのである。

次に、かつて多くの評議員から問題視された、全学会の設立に伴う従来の学生団体の処遇について、どのような審議が行われたかみてゆきたい。昭和十五年一月初頭、学生課と学生課参与によつて作成された学生団体の処置に関する原案は、次のようなものであった。

一、右ノ組織（全学会組織―筆者註）ニ伴ヒ従来ノ所謂学内団体中

(一)学生ヲ中心トスルモノヲ「学生団体」トシテ然ラザルモノヨリ分チ、「全

学会」ノ指導監督ノ下ニ置ク。

(一)各学部内ニ於ケル学科又ハ学級単位ノ研究親睦団体ハ原則トシテ当該学部会ニ包含セシム。

但シ学部会長ノ裁断ニヨリ例外ヲ認ムルコトヲ得、此ノ場合中央指導部ノ同意ヲ得ルコト、学科会ノ連絡ハ学部会総務部ニ之当ル。

(二)各学部内ニ於ケル高校会、同窓会、同郷会ノ類ハ之ヲ学内団体トシテ取扱ハズ、集会ノ必要アルトキハ会場ガ学ノ内外ヲ問ハズ、出席スベキ教授又ハ助教教授ヲ定メ学生課ニ届出テ許可ヲ受クルコト。

(三)数学部ニ亘ル学生団体ハ一旦之ヲ解散シ、適当ナルモノハ改メテ之ヲ組織シ原則トシテ中央事業部各部ニ包含セシム(研究団体ハ研鑽部ニ、運動団体ハ鍛錬部ニ、宗教、修養、趣味娯楽団体ハ教養部ニ)。

但シ中央事業部ノ裁断ニヨリ例外ヲ認ムルコトヲ得、コノ場合中央指導部ノ同意ヲ得ルコト。

一、学外団体ニ対スル学生ノ個人的参加ハ

(一)純学会ノ場合ハ各学部会長限り之ヲ認ムルコト。

(二)其ノ他ノ団体ノ場合ハ各学部会長適当ト認メタルトキハ中央指導部ノ同意ヲ経テ之ヲ許可スルコト。

一、学外団体ニ対スル学生ノ団体的参加ハ之ヲ禁ズ。

但シ特別ノ場合ハ学部会長又ハ中央事業部長、更ニ中央指導部ノ同意ヲ経テ許可スルコトアルベシ。⁽⁶⁵⁾

この原案に於て特に注目すべき点は、学部会に包含できない「数学部ニ亘ル学生団体」の処置と、学外団体への参加禁止条項とである。即ち学部会に包含できない一般の学生団体は、一旦解散させ、適当な団体だけを再組織させて中央事業部に組み入れることになっていた。また学外団体への参加には厳しい制限が加えられ、特に団体的参加は

政治団体等の支部が学内に作られる可能性があるため、最も厳重に取締まれることになっていた。

しかし評議会の審議を経るうちに、このような学生団体に対する中央機関からの統制は大幅に緩和されていった。「数学部ニ亘ル学生団体」は一旦解散させる、という原案の方針は撤回され、

「学生一般ヲ対象トスル現在ノ学生団体ハ其事業、性質ノ適否ニ応ジ中央事業部中ニ組入レ、或ハ従来ノ如ク学内公認団体トシ学生課ノ監督ノ下ニ置キ或ハ認可更新期(来年学年始)ニ於テ整理改廃ス」

という方針に改められた。すなわち、不適當と認められた団体だけが学年始の認可更新期に改廃されることになり、それ以外の一般の学生団体は現状のままに存続することを許されることになったのである。また学外団体への参加に対する制限も、

(一)学生ノ学外団体ヘノ参加ハ之ヲ学部会長ヘ届出スベシ

(二)学外団体ヘノ学生ノ団体的参加ハ指導教授ノ推薦ヲ経テ本学ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

(三)本学本来ノ目的ニ副ハザル虞アル学外団体ヘノ参加ハ之ヲ禁ズ

(四)特ニ本学ノ許可アル場合ノホカ団体的実践運動ヲ目的トスル学外団体ヘノ参加ヲ禁ズ

と改められた。即ち、一般の学外団体への参加は許可制から届出制に変わり、また原案では非常に厳しく禁止されていた学外団体への団体的参加すら、指導教授の推薦と大学の許可があれば認められる、というところまで緩和された。

また、このような学生団体に対する処置に於ても、全学会と大学本

来の行政機構との関係は問題とされた。この点については結局、学生指導は全学会として行うが、命令・制裁等権力の発動が必要な場合は大学本来の行政として行い、という事が確認された⁶⁶。この確認に伴って、学外団体への学生参加の認否の権限は全学会の手を離れ、前掲の修正案に記されているように、学部長・指導教授・大学といった大学本来の機関に移されたのである。

以上で評議会に於いて行われた全学会組織原案の主要な修正を検討してきたが、ここでその意味をまとめておきたい。前節でみたように、かなりの評議員がそれぞれの学部教授会の意向を反映して全学会組織原案に反撥していた。評議員の不満は特に、その中央集権的な組織構成によって、学部長会議メンバーを主体とする中央指導部が各学部会を指揮統制下に組み込み強力な支配権を発揮し得る点と、全学会設立に伴って学生指導に於ける各学部・学科の自主性が失われ、末端の小団体に於て行われてきた従来の学生指導が廃止される点とに集中していた。しかし本節でみてきたように、彼等は評議会の審議を重ねるごとに全学会の管掌領域を限定してゆき、中央指導部を撤廃させる点でも、学生団体に対する処置を緩和させる点でも、ある程度の巻き返しに成功したのである。こうして全学会は「大学本来の行政」に従属することが確認され、その中央集権的性格は弱められ、学内「総動員」のための有効性もかなり失われた。そして実際に全学会が発足することになったとき、それは総長をはじめとする企画推進主体が当初描いていた東大「新体制」構想からは、大幅に後退したものとなっていったのである。

第三章 東大「新体制」の成立と終焉

前章でみてきたような審議を経て、東京帝国大学全学会規程は昭和一六年二月に成立し、全学会は昭和一六年四月の新年度開始を待って発足することになった。またこの頃には全学会ばかりでなく、警防団（後に特設防護団と改称）、家庭連絡者制度、全学講義などの、昭和一五年秋季に着手された種々の全学的な企画の実施準備も次々に整えられていった。こうして昭和一六年の初頭には、当初の構想よりはかなり後退したものになったにせよ、東京帝国大学の「新体制」形成の準備過程はほぼ完了し、四月から実施に移されたのである。

しかしそれ以後僅か数ヶ月のうちに、この東大「新体制」は基礎から大きく突き崩されることになった。国内国外の情勢が急転し、日米開戦の可能性が次第に濃厚になってゆく中で、大学に対する政策の基調が大きく変わったのである。周知のように、昭和一六年一〇月には徴兵のための在学期間短縮と徴兵猶予期間の短縮が決定されたが、学内組織についてももう一度再編成を行うことになり、昭和一六年八月全国の教育機関に対して、統一的な「学校報国隊」結成の指令が発せられた。全学会と特設防護団によって全学を再編成し、独自の学内「新体制」を構築したばかりの東京帝国大学も、文部省の強力な方針によって、昭和一六年一〇月には「東京帝国大学報国隊」という第三の全学組織を結成しなければならなくなった。こうして発足して半年も経たないうちに全学会の存在意義は非常に薄弱なものとなり、東大「新体制」の意味も失われてしまったのである。

本章では主として昭和一六年初頭から同年一〇月に至る時期について、全学会を中心とする東大「新体制」の成立とその後の経過を把えてゆきたい。

第一節 東大「新体制」の成立

昭和一五年秋以来、東大で各種の新企画がすすめられてきたことは前にみてきたが、それらの企画が軌道に乗った昭和一六年二月一日、平賀総長は帝大記者倶楽部に於て記者会見を行い、いわゆる東大の「新体制」構想を発表した。⁽⁶⁷⁾この時の総長声明は、

第一 入学宣誓式、家庭連絡者、学生ノ学内団体組織及学外団体ヘノ参加ニ
関スル規定

第二 全学講義

第三 警防団

第四 全学会

第五 検見川ニ於ケル農耕

第六 東京帝国大学学術大観

の六箇条から成るものであった。このように列挙されている種々の企画のうち、全学会については既に前章で扱ってきたので、ここでは特に学内再編成のうえで大きな意味をもつ警防団の設立と、全学会事業として重要なものとなった農耕作業とを取りあげて検討したい。⁽⁶⁸⁾

はじめに警防団設立の企画を取上げたい。記者会見の際の総長の発表によれば、警防団とは、

「高度国防国家体制ニ即応スル為ニ総長ヲ団長トシ全学ノ教職員学生生徒ヲ以テ組織スルモノ」

であった。そしてその目的として、一つは東大の各方面の研究者を動員して防空上の必要事項の総合的研究を行うこと、もう一つは非常時に於て東大内外の警防活動を行うこと、の二つが掲げられていた。またこれに付随する平素の防空訓練を通じて、全学的な集団行動の精神を涵養することも、警防団設立の意図の中に含まれていた。⁽⁶⁹⁾昭和一六年三月一九日に決定された「東京帝国大学特設防護団規程」によれば、その組織編成は次のようなものであった。即ち、特設防護団には中央部、一三個の部局団、対外部、及び企画研究委員会が置かれ、部局団はそれぞれ構内の所管区域内に於ける一切の警防を担当し、対外部は学外一般の警防活動に協力し、企画研究委員会は特設防護団の活動の企画をたて、防空に関する各方面の研究を行うことになっていった。また特設防護団の役職は大学本来の行政機構の役職と重なりあうところが多く、団長には総長があたり、各部局団長にはそれぞれの学部長・部局長が就任した。また中央部内の各部長には、学生課長、会計課長、営繕課長、配属将校、学生課参与等が任ぜられた。各部局団や各部の内部は多数の班に分けられていたが、その班員は職員・学生の中から任命され、それ以外の一般団員は予備員とされ必要に応じて警防業務に当ることになっていた。このように特設防護団は大学の自主的警防という目的のために、防空の研究や実際の警防活動に於て全学の職員学生をそれぞれ適所に配置し、最も有効に機能を発揮させることを期すものだった。それは、大学の防空を共通目標とする一種の総動員体制とみることのできるだろう。

次に特設防護団と全学会との関係についてみてゆきたい。特設防護

団は活動内容や組織構成の上で全学会と重複するところが多かったが、結局、警防活動に於いては命令権の発動を要するため、全学会とは異なる大学の公式の機関とされた。しかし特設防護団は、

「平素より集団的訓練を行ふ事を目的として指揮系統を確立して新たに結成せられた本学教員学生の全員を団員とする全学一体の体制」

と規定されていたことからわかるように、学生指導の面では全学会と共通の目標を持っていた。すなわち、特設防護団は全学会に集団的訓練実施の場を提供し、一方全学会は特設防護団の班組織編成のための母集団となっていたのである。一般的な修練組織である全学会と、特殊な目的のための総動員の組織である特設防護団とはこのように相互補完的な関係を持っていたのである。

次に検見川に於ける農耕についてゆきたい。これは食糧増産という形で国策に協力するため、検見川の一〇万坪の運動場用地の大部分を農地化し、学部別に集団勤労団を編成し、毎日曜日早朝から夕方まで農耕作業を行わせるといふ企画であった。この農耕作業は全学会鍛錬部の事業の一つに位置づけられ、その中でも特に重要な事業とされた。これもまた、特設防護団の防空訓練と同様に、全学会に集団的行動の訓練の場を提供するものと考えてよいだろう。

以上のように特設防護団と農耕作業について把えてきたが、前に触れてきたその他の各箇条をもあわせて、これらの新企画が目指す東大「新体制」についてまとめておきたい。学生対策についてみると、入学式・卒業式への父兄の招待や家庭連絡者制度による家庭と大学との連絡の密接化は、個々の学生の把握を家庭を媒介として強化しようと

するものであり、学生の学内団体組織及び学外団体への参加に関する規定は、大学当局が学生の団体的運動の状況を把握し、特に政治運動への参加を規制しようとするものであった。しかし東大「新体制」は学生の行動を単に規制するだけにとどまらなかった。それは全学会や特設防護団によって学生を集団化し、勤労や訓練に動員するという、より積極的な「学生指導」であった。また教授等に全学会に於ける学生指導、防護団に於ける研究や学生の指揮、或いは全学講義を担当させるなど、この「新体制」は学生ばかりでなく教授等をも全学的事業に動員するものであった。すなわち東大「新体制」は、大学の全ての教職員学生を全学会と特設防護団という全学編成の組織の中に二重に組み込んで、大学の一体性を高め、大学当局の大学全体に対する統制を補強し、更に警防訓練や勤労作業等の全体的目標に向かって大学の各構成要素を「総動員」しうる体制として構想されていたのである。

第二節 全学会の発足

昭和一六年四月に予定された全学会の発足に向け、一月末から三月にかけて各学部学友会・運動会・その他の学内団体の改組、中央事業部・各学部会・連絡委員会（学生連絡委員会という名称は学生のみで誤解されやすいという理由で、「学生」の二字を削除された）の役員決定、一六年度の事業計画と予算案の作成等、各方面に於ける準備がすすめられた。そして新学年度と共にすべての準備が整い、全学会は活動を開始したのである。本節ではまず全学会発足の準備過程と、その中で注目すべき問題点とを検討したい。そして次に活動開始後の全学会の

実態を明らかにしたいと思う。

はじめに全学生会発足の準備のうち、学内の既存団体の改廃の問題を取上げたい。前章のはじめで述べたように、各学部学生会は昭和一五年の秋以来、全学の統一的意志表示機関の設置を求めて運動を展開していた。当面の目標は全学生の意見を代表すべき総務部の設置であり、一月に各学部会代表者協議会が設けられ、またこれに応じてそれぞれ内部に於ても改組が試みられていた。⁽⁷³⁾しかし同じ時期に大学当局によって進められていた全学生会設立計画に対して、各学生会の側は何ら有効な働きかけをなし得ず、全学生会の大綱は学生会側の意向とは無関係に審議された。昭和一五年一月二日に全学生会の大綱が発表され、諒承を求められた際、学生会側は全学生会の中央機関の運営に学生側、特に各学部学生会学生委員の意見を反映できない、という点について不満を表明した。しかし全学を統合する組織を設立するという趣旨に関しては、学生会側が望んでいた総務部設置案と基本的に一致するものであると認め、当局に協力することにした。⁽⁷⁴⁾

昭和一六年一月末全学生会規程の審議が煮詰まってくると、当局は各学部学生会の改組を急がせ、二月中旬を目標に各学部会則の制定と学部会役員の推選を促進した。⁽⁷⁵⁾昭和三年の旧学生会解散以来各運動部を統合してきた運動会もまた、全学生会の下部組織となることに対して、従来の団結が破壊されたり専門外からの制肘を受けるのではないかと不安を抱いていたが、結局各運動部は全学生会中央事業部中の鍛錬部内に吸収されることになった。その他の学生団体は学部会に包含され、また学部会にわたるために学部会に包含し得ない団体は、ほと

んど中央事業部中の教養部に吸収されることになった。これらの学生団体の処置のうちで特に注目すべきものは、学外団体である日本学生協会とその学内支部の東大精神科学研究会に対する規制であった。昭和一六年三月の評議会で当局は成立したばかりの「学部共通細則」を適用し、日本学生協会に対する学生の参加を禁止し、精神科学研究会を学内団体として認可しないことにした。従来大学当局がこのような学生団体を規制するときは、問題を起こした学生を個別的に処分する以外に方法はなかったが、全学生会設立とそれに伴う「学部共通細則」制定によって、当局は初めて団体そのものを規制する有効な手段を得たのである。

次に全学生会の各機関の役員決定についてみると、中央審議委員と中央事業部各部の理事は昭和一六年二月上旬までにすべて内定し、二月一八日の評議会で正式に決定された。⁽⁷⁶⁾一方、連絡委員会に於て学生側の意見を伝達する各学部の学生委員も、二月末から三月はじめにかけて次々に決定されていった。⁽⁷⁸⁾従来の慣例では学生委員は投票によって選出されていたが、全学生会規程に従って各学部会長である学部長による選任方式へと変更された。このような学生委員選出の方法は学生側から「天下り式」と呼ばれ、終戦後の学部会紛糾に於ける焦点のひとつとなった。

次に全学生会中央事業部に於いて作成された、昭和一六年度事業計画について検討してゆきたい。昭和一六年に入るとまもなく学生課と学生課参与会議に於て、全学生会の事業内容に関する討議が開始され、⁽⁷⁹⁾二月に中央事業部の各部長と理事が決まると共に、各部は事業計画と予

算案の作成に本格的に取りかかった。そして三月二十五日の全学会中央審議会で昭和一六年度の中央事業部の事業計画とそれを裏づける予算が成立した。この中央事業部の一六年度予算で最も注目すべきことは、鍛錬部予算が総予算七九八〇〇〇円の四分の三近い五九〇〇〇〇円を占めていることである。⁽⁸⁰⁾この五九〇〇〇〇円の中には、運動会が鍛錬部へと改組された際に新たに設けられた集団訓練部、農耕部、滑翔部の予算が含まれており、その中でも農耕部は一三〇〇〇〇円という圧倒的に多額の子算を割りあてられていた。⁽⁸¹⁾その他の各部の事業計画の中で目立つものとしては、教養部の教養特殊講義・映画会、厚生部の学生生活調査などがあつたが、それらの予算はいずれも一〇〇〇〇円から三六〇〇〇円くらいの範囲にとどまっていた。こうした予算編成から、全学会の事業のうちでも鍛錬部に於ける集団的訓練、特に農耕という形での集団的勤労作業が、いかに重視されていたかを窺うことができる。一六年度事業計画の作成にあたって、学生側は輿論調査を実施して学生の意見を聴取するように要求し、学生課も学生一般の希望を調査することを表明していた。⁽⁸²⁾しかし実際に成立した昭和一六年度の事業計画の中には、「全学会に於て学生に集団的訓練を施そう」という、総長をはじめとする企画推進主体の意図がまず第一に反映されたことが、読みとられる。

以上のような過程を経て、全学会の組織、役員、事業計画、施設などに於ける準備はすべて整えられ、昭和一六年四月東京帝国大学全学会は発足した。以下では四月以降の全学会の活動の実態とその問題点についてみてゆきたい。全学会発足と同時に、中央事業部各部の事業

は計画通りに開始された。四月二〇日には平賀総長、大室学生課長をはじめとする教職員学生三百数十名が検見川の農場に赴き、配属将校や地元住民をも加え、国旗掲揚、皇居遙拝、総長告辞をもって華々しく歟始めの式が行なわれた。⁽⁸³⁾また教養部では特別講師に柳田国男を招いて「日本の祭」と題する連続講義を催し、五月には各学部会も含めた全学会全体の催しとして五月祭が行われた。⁽⁸⁴⁾しかし全体としてみれば学生は全学会事業に冷淡であつた。「仏作って魂を入れざる」と評されたように、全学会は組織・施設が整備されていたにも拘らず、学生の積極的活動を引き出すことができなかった。⁽⁸⁵⁾当時の『帝大新聞』は、「全学会の華々しき姿に不拘、学内に漸く沈滞の空気を醸し出している現状」を取上げて、その原因を次のように扱っている。⁽⁸⁶⁾すなわち第一に全学会の実態が全学生の抱いていた学内「新体制」のイメージと乖離していること。第二に各学部会委員が全学会の一翼としての学部会の使命を自覚していないこと。第三に全学会設立に伴って行われた学外政治団体への参加の禁止と学内団体の整理統合とによって、昭和一五年の秋に盛り上つた「学生の新たな意味に於ける政治的関心」が萎縮させられたこと、の三点を挙げている。⁽⁸⁷⁾以上は学生側から捉えた理由であるが、もう一方の平賀総長をはじめとする企画推進者の側からみれば、全学会の沈滞には別の理由もあつた筈である。すなわち総長等は当初、大学の各構成メンバーの活動を一つの目標に有効に集約できるような中央集権的な総動員体制を構想していたが、実際に成立した全学会は各学部会や中央事業部内の各部の寄り合い世帯的な組織にすぎず、強制力をもって全体を統轄すべき中央機関は置かれな

った。このような全学会の在り方では、会全体に統一ある動きを与えることが非常に困難であり、全学の教職員学生を有効に動員することはほとんど不可能であつただろうと思われる。そしてこの年の秋、日米開戦を目前にして次々に発せられた大学に対する種々の指令によって、東大「新体制」の意味が失われるときまで、このような全学会の沈滞状態が続いたのである。

次に、当時の大学の管理運営に於て全学会が果たした役割について考察したい。前章でみてきたように、全学会は一方では全学の教職員学生を当局の統制下に置き、且つ当局の指揮下に有効に動員し得る体制の構築を目指すものであり、他方では学外からの大学に対する攻撃や干渉を事前に回避することを意図して構想されたものであつた。しかし評議会や教授会の反撥によって、企画推進主体が提出した原案は大幅に修正されてしまい、全学会が発足した後は学生や職員の積極的活動を引出すことができなかつた。このように実際に成立した全学会は企画推進者の当初の構想通りのものとはならなかつたが、それでもなお全学会は確かに一半の成果を挙げたと思われる。まず東大当局が学内の「刷新」に努力している、という姿勢を内外に示すだけでも、大学に対する世論は好転し、攻撃は相当緩和されたものと思われる。次に文部省との関係を見てゆくと、昭和十五年九月の段階では、大学当局は文部省から高校の場合と同様に学友会改組と報国団の設置を命ぜられるのではないかと懸念していた。しかし昭和十五年一月の総長会議に於て、文部省は大学の学内組織再編を各大学の自主性に任せることにした。このような文部省の措置が東大の「新体制」構想の

直接の結果であるかどうかはわからないが、少なくともある程度の関係はあつたと思われる。もしそうであるならば、これは当局が期待した成果の中でも特に重要なものであると言えよう。また全学会設立とそれに伴う「学部共通細則」の制定によって、日本学生協会及び精神科学研究会が規制された例にも示されているように、大学当局にとつて危険な政治団体を学内から締め出すための法的根拠が成立し、学生の活動全般に対しても監督や統制が強化されることになつた。

このような成果の反面、全学的事業の中に学生や職員の活動を有効に發揮させるといふ積極的な方面では、学内の沈滞的な空気のためにほとんど見るべきものがない、と批評された。しかしもう一歩立入つて考察すれば、このような沈滞の空気すら当局にとつてはひとつの成果であつた、ということもできる。『帝大新聞』によれば、昭和十五年の秋には東大に於ても学園「新体制」を目指して「真摯なる学生の間」に真剣な革新的気運が醸成され、その胎動が見られた、と言われるような情勢があつた。⁽⁸⁸⁾ この「真剣な革新的気運」が具体的に何を指すものかははっきりしないが、少くともこの時期に活発な動きを展開していた翼賛運動やその他の種々の「革新」的政治運動と何らかの関係があつた、ということには容易に想像できる。第一章に於て検討したように当時の大学をめぐる状況を考えれば、学内でこのような運動が展開された場合、学内に政治的諸潮流の対立が持ち込まれたり、大学当局が内外から攻撃されるような事態が起つたりする可能性は十分にあつた、と思われる。それよりはむしろ、学内が沈滞している方が大学当局にとつては望ましかつたのではないだろうか。当局の立場をこの

ように扱えれば、平賀総長の主導下に進められた東大「新体制」構想には次のような意味があった、と考えることもできる。即ち、学生等が学園「新体制」を唱え学内に「革新的気運」が醸成されたときに、大学当局がその主張を先取りして当局の路線の上に「新体制」を実現してしまつたために、それまで「新体制」を要求しながら盛り上つてきた学内の運動は中心目標を失い、「革新的気運」は鎮静したのではないだろうか。そしてその後の学生団体に対する処置によって、政治に対する学生等の関心が更に減退し、学内に沈滞の空氣が醸成された事は、大学当局に安全を保障するものであつた、と考えられる。このような把え方をすれば、全学会設立後の学内の空氣の沈滞すら、当局にとつては一つの成果であつた、と言えるだろう。

最後に、東大「新体制」の実現をめぐることで検討してきた事をまとめておきたい。昭和一五年前後の大学当局の運営が様々な方面から脅かされるという状況の中で、学内の統制を強化し、且つ学外に対しては大学の自主性を維持するため、平賀総長は東大の「新体制」構築という思いきつた方針を打出した。「新体制」の中核として昭和一六年に成立した全学会は、實際上全学的な総動員の組織としては有効に機能せず、その事業の中にも見るべき程の成果を挙げたものはない。しかし学外からの大学運営に対する介入を回避し、大学内外の政治勢力の干渉や攻撃を排除する点では、この「新体制」は一定の成果をあげた。「新体制」構築にこめられていた防衛的な意図は、暫くの間満たされたのである。

第三節 報国隊結成と東大「新体制」の終焉

全学会を中核とする東京帝国大学の「新体制」が、たとえ不活発であつたにせよそれなりの意義を持ち得たのは、僅か半年足らずに過ぎなかつた。日米開戦を目前にした昭和一六年の秋以後、大学の戦時体制化は質的变化を伴つて進行した。即ちそれ以前は大学に対して、主として研究の面と卒業後の人材供給の面に於て戦争に協力することが求められていたのであつたが、この時期を境に、大学に対する戦争協力の要請はより直接的なものとなつた。学生が兵士として、また工場労働者として動員の対象と考えられるようになったのである。このような大学政策の変化に応じて、昭和一六年の秋には各種の教育関係法規が発せられ、それらによって大学の学内体制は大きく変化した。発足したばかりの東大「新体制」は、このような政策の変化の中で、決定的な打撃を蒙つたのである。本節では文部省の指令下に行われた学校報国隊の結成に関する問題を取り上げ、それが全学会を中核とする東大「新体制」に与えた影響について考察したい。

はじめに、昭和一六年八月八日の文部省訓令「学校報国団体体制確立方」について把えておきたい。第一章で触れたように、昭和一五年の高等学校校長会議に於ける文部大臣指令事項「修練組織ノ強化ニ関スル件」によって、高校・専門学校では校友会が解散され学校報国団が組織された。一方大学に対してはある程度の自主性が認められたものの、昭和一五年一〇月末から一一月初めにかけて開催された全国帝大総長会議、官立単科大学及び私立大学学長会議に於ける文相の訓示に

よって、学友会の改組と報国団或いはそれに相当する様々な名称を持った全学組織が設立された。各高校・専門学校・大学に於て設立されたこれらの全学組織は、学生運動の拠点となりがちであった従来の校友会・学友会の解体を前提とし、校長・学長を中心として全学の教職員学生を一团とし、鍛錬や修養を目的に掲げるという点で共通性を持っていた。東京帝国大学全学会は、文部省の指示をまたずに大学当局の自発性に基いて企画された組織であったが、やはりこれらの報国団やそれに相当する全学組織と共通する性格を持つものであった。⁹⁰

しかしその一年後、内外の情勢が更に緊迫する中で、文部省は学校組織に対する統制を更に強化し、昭和一六年八月八日、全国の地方長官・直轄学校長・公私立大学高等学校長に対して

「(前略) 学校報国団ノ内ニ指揮系統ノ確立セル全校編隊ノ組織ヲ樹テ隊ノ総力ヲ結集シテ適時出動要務ニ服シソノ実効ヲ収ムルノ体制ヲ完カラシムルトモニ学校教練、食糧増産ノ他各種団体訓練等ノ実施ヲ効果アラシムルハ方ニ非常時下教育ノ要請ニシテ実ニ刻下ノ急務ナリ」⁹¹

という趣旨の訓令を発した。そして前年に設置させた学校報国団を、指揮系統の確立した全校編隊の「学校報国隊」へと再編成させると共に、これらの各学校報国隊の統制連絡のための中央機関として、文部省に学校報国隊本部、各地方に学校報国隊地方部を設けることを定めた。⁹² この措置について文部大臣は

「曩に学校報国団を結成せしめたる趣旨は校長を中心とし教職員学生生徒一体となり師弟同行俱学俱進以て真に皇国民錬成に邁進せしむるに於つたのである、今や内外の情勢はいよいよ緊迫し国民総力をもって皇国の大使命を貫

徹すべきの秋に際し学校はその総力を結集して克く団結威力を発揮し喫緊の国家的要請に即応するの体制を整備することは現下の急務である」⁹³

という談話を発表した。この中に文部省の学校組織政策に関する方針転換を窺うことができる。すなわち昭和一五年の学校報国団は国民精神総動員運動の系譜をひく修練組織であり、⁹⁴ 教職員の指導することによる修練組織によって校友会、校友会を置き換えてゆくところに意味があったのであるが、昭和一六年の学校報国隊は警防・消火・学校教練などの訓練や食糧増産・工場への勤労出動に対する動員を主目的とするものであり、修練組織というよりはむしろ学徒動員の基礎単位という性格の方が濃厚であった。このような報国隊設置という措置によって、各学校は全国的規模の学徒動員体制における動員組織としての体制を整えたのである。⁹⁵

次に、この報国隊結成の訓令に対する東京帝国大学の対応をみてゆきたい。この訓令に対して学内には反撥の空気が濃厚であったと思われる。昭和一六年九月一五日の『帝国大学新聞』は、「報国隊編成せず。防護団学生隊で充つ」と報じた。これは誤報であったが、この記事の中に報国隊結成に対する反対の根拠が挙げられている点は注目し値する。それによれば「東大には独自の全学組織である特設防護団と全学会があり、防空・消火訓練には特設防護団の組織をもってあたり、食糧増産等の勤労出動には全学会鍛錬部を拡充してこれによって動員を行えば、報国隊としての課題を全うすることができる。それ故、更にまたひとつの新組織を結成して『屋上屋を架する』必要はない」というのが主な反対理由であった。東大当局もまた報国隊結成の

訓令に反感を抱いていた。当局は昭和一五年秋以来、全学会と特設防護団を設けて、自発的に集団訓練、食糧増産、防空・消火等のための体制を整えてきていた。特に昭和一六年八月には特設防護団の本格的活動のための準備が完了し、間もなく大規模な防空演習等が始まろうとしていたところだったのである。⁽⁹⁶⁾このような事情を背景として、東大側では文部省に対し「東大には特設防護団があり報国隊と同等か又はそれ以上の働きをするものである」と回答し、報国隊結成への着手を遅らせていた。しかし文部省は「報国隊」という名称の組織を作ることを強く要求し、東大当局はやむなく特設防護団と軍事教練のための組織とを基礎とし、文部省から示された「学校報国団ノ隊組織編成要領」⁽⁹⁷⁾を参考として、報国隊を編成することにしたのである。⁽⁹⁸⁾九月下旬になって、文部省の同意を得た後に発表された東京帝国大学報国隊の編成要綱は次のようなものであった。即ち報国隊は総長を全体の隊長として、その下に本部、本隊、防護団の三機関が置かれた。本部は企画統制連絡機関であり、大学本部の四課長、全学会参与を兼ねる各学部一名ずつの教授、配属将校、学生主事から成っていた。本隊は総員七六〇〇名の各学部隊から成り、その内部は大隊・中隊・小隊・分隊から構成された。そして文部省から示された「学校報国団ノ隊組織編成要領」に於ける「特技隊、特別警備隊」に該当する部分には、特設防護団が充てられた。このような全校編隊の組織として、昭和一六年一〇月東京帝国大学報国隊は発足したのである。

次に、東大「新体制」の中核をなす組織であった全学会にとって、報国隊の結成はどのような意味を持つものであったか、検討してゆき

たい。特設防護団が大学の公式の一機関から報国隊の下部組織に変えられたことと比べれば、全学会がともかく報国隊とは別個の独立した組織として残されたこと自体、注目に値すると言える。文部省の八訓令が従来の学校報国団を報国隊へと再編成するように命ずるものであり、東大に於て学校報国団に相当するものが全学会であったことを考えれば、全学会そのものが報国隊へと改組される可能性もないわけではなかった。全学会がなぜ報国隊の中へ解消されずに残されたのか、その理由は推測するしかないが、ひとつには全学会の機能のうちには報国隊で代替できない要素があったことが考えられる。例えば報国隊発足後に於てなお、

「数千に上る学生群を統括して一体の動きを与へるものは現在学部会を除いて他にみられない」⁽⁹⁹⁾

と言われていたように、全学会の下部組織である学部会、学科や教室内部の小集団、運動部などが果たしていた親睦・教養団体的機能、或いは連絡機関として日常生活の中で学生を把握する機能などは、報国隊に求め得なかつたのであろう。またもうひとつの理由としては、大当局も学生も報国隊編成を強制されたことに反撥を感じており、特に当局は自らの自発性に基いて作った全学会や特設防護団の方をできる限り活用しようとしたことが考えられる。⁽⁹⁹⁾

しかし、全学会は組織としてはもとのままに残されたものの、実際の活動の上では深刻な影響を蒙った。卒業期繰上げに伴う年限短縮によって各種のスケジュールが非常に圧縮されたうえに、防護団の訓練や報国隊による動員などが重なり、⁽¹⁰⁰⁾時間的余裕がなくなつたため、も

とも沈滞気味であった全学会活動は更に萎縮してしまつた。また、寄り合い世帯的性格によつて全学会内部の各機関同志の連絡や統制が不十分であつた上に、報国隊という全学会とも特設防護団とも事業内容が重複する組織が新設されたため、学内の事業計画には統一性の欠如が目立つた。これ以後戦時期全体を通じて、報国隊と特設防護団、報国隊と全学会勤労部、全学会中央事業部と各学部会等、各組織同志の間で事業計画を調整しなければならぬといふ指摘が繰返された。⁽¹⁰⁾しかし結局こうした不統一を克服することができなまま、敗戦を迎えたのである。

しかしそれ以上に重要なのは、報国隊のために存在理由が大きく損われたことであつた。前にも述べたとおり全学会はその設立当初、学内を強力に統合することと対外的に大学としての自主性を保持することを目標としてきた。しかし全学会を隊編成とする報国隊がある以上、全学会は学内統合の組織としての意義を失うことになつた。また、報国隊が文部省の強力な要求によつて大学の意に反してまでも結成させられたという事実は、もはや大学の自主規制すら無力になつたことを示している。すなわち、報国隊の結成と共に全学会設立当初の二つの主たる目標は失われたのである。

こうして全学会の第二年度の活動は「退嬰の一年」と評されるような結果となり、農耕作業と全学体操以外にはほとんど見るべきものもなくなつてしまつた。⁽¹¹⁾しかも太平洋戦争の激化とともに勤労動員・学徒出陣はますます強化され、学内の学生数は減る一方であつたため、全学会活動を支える基盤そのものが縮少していった。以上のようにみ

てくると、全学会と特設防護団を中核とするいわゆる東大「新体制」は、昭和一六年秋季を境に固有の意義を失ひ、終焉に向つていったと言えるであらう。

むすび

本稿では全学会を中心として、東大「新体制」の構想から終焉に至る過程を扱ってきたが、最後に、以上で明らかにしてきたことをまとめ、若干の感想を付け加えたいと思う。

日中戦争が四年目を迎えた昭和一五年の夏から秋にかけて、東京帝国大学の運営は一段と困難の度を増していた。文部省は高校の校友会改組・報国団設立を強行し、次には大学の学内組織改組に向うことが予想されていた。また近衛首相のもとでの新体制運動の展開に刺激されて、翼賛運動団体からの働きかけや様々な立場の思想団体による大学に対する干渉や攻撃がたかまつていた。一方学内には経済学部問題で暴露されたような分裂や対立の危険があり、軍・警保局・右翼団体などと結びつく教授や学生等の活動が展開していた。このような大学に対する種々の干渉と学内分裂の可能性とを背景として、東大当局は独自の学内体制再編構想、いわゆる東大「新体制」構想をたて、対外的に大学の相対的自立を保持し、学内に於ては当局を中心とする統合の強化を図つた。この構想の企画推進に於いて先頭に立っていたのは平賀総長であつた。彼は「平賀肅学」の一応の完成を踏まえ、それに続く積極的試みとして、「家族的大学」の建設と学内「新体制」の構築とを掲げ、学内体制の再編に取り組んだ。この構想の具体化を推進

し、その後の運営に於て中心的役割を果たしたのは、大室貞一郎学生課長のもとで従来の左翼運動対策中心の方針からより積極的な学生指導方針へと転換した学生課、及び新設の学生課参与の任に就いた教授等であった。

これらの企画推進主体が東大「新体制」構想の中核として打出したものは、昭和三年の学友会解散以後個々に分裂していた各学部学友会と運動会とを統合し、中央に指揮・統制及び全学的事業を担当する機関を設置して、新たな全学組織「全学会」を設立するという案であった。当初の原案に於いては、全学会の組織全体に中央集権的な指揮系統が貫徹し、総長・学部長・四課長と学生課関係者を中心に構成される中央機関には、本来の大学管理運営制度に於て大学本部が持つべき権限よりもはるかに強大な権限が与えられていた。この構想の中には、教授会・評議会等従来の大学管理運営機構の外部に新設される全学会に於て大学運営に関する実際の決定が行われ、従来の管理運営方式ではあり得なかつたような強力な統制が全学会の指揮系統を通じて貫徹される、という可能性が含まれていたのである。また一方では学生の自治が認められないのは勿論、従来各学部教授会に認められていた自治権すら大幅に後退することも明らかであった。このような学内組織再編を大学当局が自発的に進めたという事の中には、政府・文部省の方針を先取りすることによって、直接的強制を回避し大学内部の運営に於ては大学当局の自主性を保持するという、いわゆる「自主規制」の意味があつたことは確かである。但し平賀総長を中心とする企画推進主体が抱いていた当初の構想は単なる自主規制にとどまるも

のではなかつたと思われる。全学会組織原案の中には従来の大学管理運営制度を事実上変更し、東大一校規模での「総動員体制」とも言うべき体制の構築を目指す可能性が含まれていたのである。

このような性格の新組織設立構想は多くの教授や評議員の反撥を招いた。評議会の審議をくり返すうちに、全学会の管掌領域は縮小され、その中央機関の権限は大幅に削除された。そして実際に成立した時、全学会は各学部会と中央事業部の各々が横に連なつた程度の緩やかな連合組織とされていたのである。

またこの当時、全学会設立準備と並行して、特設防護団の設立・家庭連絡者制度の創設・食糧増産のための集団農耕作業などの新企画もすすめられていた。これら一連の新企画は全学会設立と共に、東大「新体制」を構成する要素であつた。これらの諸企画は昭和一六年初頭にほとんどすべて軌道に乗り、四月の新学年度とともに発足したのである。

前にみた通り、当局は東大「新体制」構想推進にあたって、学内に当局の強力な統制を貫徹させることと、学外からの大学運営に対する干渉を回避することの二つの意図を抱いていた。この二つの意図のうち前者は、評議員や教授等の反対に遭つて失敗に終つたが、後者の外部からの干渉を回避しようという意図の方は暫くの間成功した。文部省からは学内組織再編に於ける自主的方針を容認され、また活発な政治運動は学内から姿を消した。東大「新体制」の発足以後学内の空気が沈滞し全学会活動が盛り上らなかつたのはやむを得ないことであつたが、ともかく学内紛糾の火種はなくなつたのである。

しかし東大「新体制」のもとの大学の相対的自立も、長くは続かなかった。昭和一六年八月、全国的規模の学徒動員組織の一環として、文部省は各学校に対しそれぞれ全校編隊の学校報国隊を結成するように指令した。昭和一五年高校に対して報国団編成の指令が発せられたときには自発的な学内体制再編によって一応の自主性を保ち得た大学も、翌一六年の報国団結成の指令には従わざるを得なかった。日米開戦を目前にして内外の情勢が急速に緊迫化してゆくなかでは、大学の相対的自立はもはやかえりみられなかったのである。こうして東京帝国大学報国隊は、東大「新体制」の一翼である特設防護団を基礎として結成された。また全学会は報国隊と直接つながるものではなく、全学会設立過程で行われた学内諸組織の整理などは報国隊設立をスムーズにするものであったと考えることができる。このように把えると、学外からの直接的支配を回避し大学の相対的自立を保証する筈であった東大「新体制」も、結果的には全国的学徒動員組織の単位としての東京帝国大学報国隊の結成を容易にするための地ならしの役割を果たすことになったとさえ、言えるのではないだろうか。この報国隊は特設防護団や全学会と組織的にも機能的にも重複するところが多かった。そのため特設防護団は報国隊の下部組織となり、全学会組織はそのまま残されたものの、その存在意義は薄弱となつて全学会活動は沈滞の一途をたどつた。⁽¹⁰⁾ 東大「新体制」の個々の構成要素の機能はそれぞれ残されたものの、学内に於ける統合の実現と対外的自立の保持という東大「新体制」構想の成立当初の意義は、この段階で殆んど完全に失われてしまつたのである。

東大「新体制」は昭和一〇年代前半の日中戦争下の国内情勢に対応しようとする大学当局の試みの中から生み出された。それは大学当局が大学運営に関する主導権をあくまでも保持する形での戦時体制であり、戦時下に於る大学の一つの在り方を示していた。しかし日米開戦はこのような大学の在り方すら不可能にするものであった。こうして昭和一六年秋以降、東大「新体制」はその意義の大半を喪失し、終焉に向つたのである。

注

- (1) 昭和一五年の秋から一六年春にかけて実施されたこれらの新企画は、主として「学生指導ニ関スル件」という議題のもとに評議会に提出されている。しかし評議会に於る審議記録には、「大学トシテ採ルベキ新体制ノ一」(家庭と大学との連絡の緊密化について)とか「相当積極的ナル新体制」(全学会設立について)などのような「新体制」という表現がしばしば見られ、またこれらの企画が実施に移された後、総長はそれが「新体制」の趣旨に則つて行われた事を語っている(昭和一六年記念日祝賀式辞。また『帝大新聞』もこれら一連の企画、とりわけ全学会による学内体制の再編を指して「本学新体制」と呼んでいた。こうした事から、ここで列挙した企画総体によつてもたらされる新たな学内体制が、当時の大学当局に於てもまた学内一般の世論に於ても、東大の「新体制」と呼ばれていたことが窺われる。そこで本稿でも、昭和一五年、一六年に再編成された学内体制を、当時の表現に従つて東大の「新体制」と呼ぶことにしたい。
- (2) たとえば、昭和一五年九月二三日から一〇月一四日にかけて四回連続の座談会「新体制と学生」などがある。
- (3) 『帝国大学新聞』(以後『帝大新聞』と略す)昭和一五年一月九日「若き指導者に聴く」に於ける翼賛会青年部副部長留岡清男談話。『帝大新聞』昭和一六年一月一三日「学生指導の方針は? 文部省と翼賛会に訊く」

- (4) 『帝大新聞』昭和十六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」
- (5) 同前
- (6) 昭和十五年九月一日に「高等教育ニ関スル件答申」が決定されている。
- (7) 昭和十五年九月一七日高等学校長会議ニ於ケル文部大臣指示事項、修練組織強化ニ関スル件(『近代日本教育制度史料』第一〇編)。しかし昭和十五年八月二十九日の高等学校長会議に於いて既にこの件は提示されていたと言われている(『帝大新聞』昭和十六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」)。
- (8) 『帝大新聞』昭和十六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」
- (9) 座談会「新体制と学生」(前掲『帝大新聞』)には、各学部学友会委員のこのような趣旨の発言がみられる。また大学当局も同様の危惧を抱いていたことは、評議会に於ける総長の発言等から窺うことができる。
- (10) 昭和十三年一月四日文部大臣荒木貞夫上表文(平賀家史料)
- (11) 『東京大学経済学部五十年史』第三部、一および二
- (12) 同前。および『矢部貞治日記』銀杏の巻、昭和十五年九月二日・九月五日の項
- (13) 『思想研究資料』特輯第七六号 昭和十五年五月司法省刑事局発行
- (14) 『いのち』『学生生活』が彼等の主な意見発表の場であった。
- (15) 『矢部貞治日記』銀杏の巻によれば、矢部教授自身昭和十三年頃から一五年にかけて度々小田村寅二郎と同志の学生達の私信や訪問によって悩まされていた事や、そのような立場に立たされた教授や助教が他にも居たことがわかる。
- (16) 前掲『思想研究資料』
- (17) 『矢部貞治日記』銀杏の巻 昭和十五年二月一八日。また評議会に於ても同様の観測がなされている。
- (18) 昭和十六年の評議会でのこの団体の処置が決定した際の経過報告による。
- (19) 『帝大新聞』昭和十八年二月二日「故平賀譲総長略年譜」
- (20) 『帝大新聞』昭和十八年二月二日「平賀総長を悼む」今井登志喜教

授談

- (21) 同前。および谷村豊太郎「平賀帝大総長の追憶」(『科学』二三巻五号 昭和十八年)
 - (22) 『帝国日々新聞』昭和十四年二月四日「帝大問題の波瀾」
 - (23) 『帝大新聞』昭和十四年一月一日「総長に平賀博士就任」
 - (24) 谷村豊太郎「平賀帝大総長の追憶」
 - (25) 綾川武治は「平賀総長は声明を断乎実行に移せ」(『日本新聞』昭和十四年二月一八日)の中で「小野塚・長與の前総長は空念仏の訓示声明を出しただけで少しも実行しなかつた」と書いたのに続けて、「今度また平賀総長によって『国家思想』『国民意識』を涵養し強化する旨の声明が発せられた。吾人は、またこの声明が、ただ声だけの言明にすぎず、空念仏空題目の如きものに終りはしないかを危惧せざるを得ない。」と述べている。
 - (26) 昭和十七年四月入学宣誓式式辞
 - (27) 昭和十七年一〇月入学宣誓式式辞
 - (28) 昭和十六年入学宣誓式式辞
 - (29) 同前
 - (30) 文部省が訓令を発して大学教授の学生に対する「薫化啓導」の義務を強調したのは昭和十五年二月二四日であった。東大に於いてはこのような主張は昭和十五年四月二日の大学記念日式典式辞の中に既に現われている。すなわちこのような面に於いて東大は文部省の方針を先取りしていた、と言ふことができる。
 - (31) 昭和十五年記念日祝賀式々辞
 - (32) このような「家族的大学」論は、大学全体の統合を主として管理運営面から、しかも各人の心構えを中心に説くものであったが、もう一方では、「総合大学の特色は、それ／＼専門に分化せる諸学科を包括する諸学部が更に一段高い体系に統制せられ、各分科相互に密接なる聯関を保つことによつて、學術の研究に於ける専門的分化と、高次の綜合といふ一見對照的のものを相互補足的の關係に於て統一しつゝ、眞の學術の發達を図るにありと考へます。」(昭和十六年記念日祝賀式々辞)
- というように、学部学科の区別を超えた連絡結合によつて學術の發達を圖

るところに綜合大学の特性がある、という主張がくり返された。このように平賀総長は學術の面からも大学全体の統合を主張していたことを、ここに付け加えておきたい。

(33) 昭和一六年記念日祝賀式式辞

(34) 同前

(35) 昭和一五年一〇月三〇日教育勅語渙發五十年記念式典に於ける平賀総長演説

(36) 昭和一六年記念日祝賀式式辞

(37) 昭和一六年入学宣誓式式辞

(38) 内田家史料。工学部の内田祥三教授は、昭和一三年評議員、同一六年工学部長、同一八年総長に就任し、二〇年一月総長を辞任した。内田家史料にはこの昭和一三年から二〇年に至る時期の東大の管理運営に関する史料が多く含まれており、評議会関係の史料もよく整理された形で保存されている。

(39) 『矢部貞治日記』には矢部教授が九月二日、五日、九日に総長室に於ける会合に招かれ、新体制について論じたことが記されている。一方『翼賛国民運動史』第一編第二章第三節によれば新体制準備会は八月二八日に発足した後、九月三日、六日、十日に開催されていた。そして総長室に於ける会合の話題と新体制準備会に於ける議事の内容にも連関性がみられることから、総長室に於ける会合は新体制準備会に向けて催されたものであると考えられる。

(40) 『矢部貞治日記』銀杏の巻 昭和一五年九月五日の項

(41) 『帝大新聞』昭和一六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」。また他大学の大学史の中では、『九州大学五十年史』に戦時下の学内組織の新設・

改編に関する詳しい記述がみられる。

(42) 『東京帝国大学一覽』昭和五年 四二頁

(43) 大室貞一郎『大学及大学生』昭和一六年 一九二頁

(44) 大室前掲書 一九三頁

(45) 『帝大新聞』昭和一五年九月九日「竹内学生課長辞職、後任は大室学生主事」

(46) 大室貞一郎氏は昭和三年文部省が直轄学校に学生・生徒の思想対策を推進するため学生主事・同主事補を置いた際に、東京高等学校教授兼主事に就任した。その後昭和七年東京帝国大学の学生主事に転じ、昭和一五年九月五日学生課長に就任し、二〇年七月には学生部長となった。彼は学生主事の制度が発足して以来昭和二一年に辞職するまで、即ち戦時期全体を通じて学生課に於て活躍し、平賀総長のもとでは、東大の「新体制」構想の具体化をすすめる上で非常に重要な役割を果たした。

(47) 『帝大新聞』昭和一五年九月九日 前掲記事

(48) 『帝大新聞』昭和一五年一〇月九日「学生課に“参与”末延教授ら七氏決る」には、

「右七氏（学生課参与に決った教授・助教授―筆者註）を以て一種の指導機関を作つて、各学部と縦横の連絡をとらんとするもの、ここに各学部の声を学生の声と共に反映せしめて全学を統一せんと企画するもので（下略）」

と記されている。

(49) 『東京帝国大学五十年史』下巻 六七五頁以下

(50) 『帝大新聞』昭和一六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」

(51) 『帝大新聞』昭和一五年九月三日「学生新体制 総務部（仮称）を設立し、縦と横の連絡強化を要望」

(52) これらの組織原案は無題であるが、評議会に於ける大幅な修正を受け以前の全学会構想を示しているこの二つの原案を指して、本稿では仮に「全学会組織原案」と呼ぶことにする。

(53) 内田祥三氏自筆メモ（内田家史料）

(54) 大学本部の会計・庶務・営繕・学生各課長

(55) 厚生部に学生を参加させることには反対が多く、まもなく評議会で削られた。

(56) 本稿では各学部学友会と区別するため、昭和三年以前の学友会を「旧学友会」と呼ぶことにする。

(57) 旧学友会の規程は、『東京帝国大学一覽』大正一五年―昭和二年、及び『東京帝国大学五十年史』下巻六七九頁以下の記述による。

- (58) 『東京帝国大学一覽』昭和一五年「東京帝国大学官制」
- (59) 昭和一四年平賀総長が評議会や経済学部教授会の議を経ずに「平賀学」を行ったときに、専断であり大学の自治破壊につながるものである、という批判が法学部を中心に高まったことがある。このことから、総長の指揮権は間接的に作用すべきものである、という原則の存在を窺うことができる。
- (60) このころ、青年学生の集団訓練を強調していたのは第一に大政翼賛会であったが、文部省も、高校の校友会解散と報国団結成などの政策にみられる通り、学生に対する錬成の強化を図っていた。
- (61) 『矢部貞治日記』銀杏の巻 昭和一五年一〇月二日・十一月一四日の項
- (62) 同前、昭和一五年一月一四日の項
- (63) 『帝大新聞』昭和一五年一月四日「中央本部を設置、学友会の自主性と伝統を尊重 帝大総長会議で討議」および同月同日「総長方針を表明 学生課、参与」と協議」
- (64) 『帝大新聞』昭和一五年二月二五日「家族的大学」の建設 全学会を設置し運動会、学友会等を包摂」
- (65) 内田家史料
- (66) 全学会組織原案の中には学生綱領の作成が掲げられていたが、これも「全学会規程」とは別に、大学の規則である「学部共通細則」として制定されることとなった。なお、「学部共通細則」は従来の学生課に於ける学生取扱要綱に、この時決定された学外団体への参加に関する項目を加えたものを根幹とし、その上に入学宣誓式・家庭連絡者・全学講義等この頃決定されたばかりの新企画を加え、更に学生証・宿所・服装・身体検査・野外教練費などの項目を補って構成されている。
- (67) 内田家史料
- (68) 全学会について総長は、
「全学教職員学生生徒ヲ打ッテ一九トシタ組織デアリマシテ、学生生徒ノ全生活ヲ通ジテ師弟相共ニ愈々心身ヲ鍛ヘ教養ヲ高メ統制アル集団訓練ヲ実施シ、高度国防国家ノ強化ニ貢献スル指導の人材ノ錬成ヲ図ルヲ」
- 目的トシ之ガ達成ノ為適切ナル諸施設及事業ヲ行ハントスルモノデアリマシテ（下略）」
- と要点を述べている。なお全学会の形成、及びそこから派生して出てきた問題である学生団体の取扱いに關する規程や、家庭と大学の連絡強化については、既に前章でみてきたので、ここでは取上げないことにする。
- (69) 『帝大新聞』昭和一六年一月三日「本学に名実完備の警防団 防空研究を綜合」の中の平賀総長談。
- (70) 対外部に於て水泳、漕艇などの運動部を基礎として班編成を行っている史料があるが、具体的な班編成がどのように行われたかを示すものとして、注目に値する。
- (71) 『帝大新聞』昭和一六年一〇月二三日「全面的活動に勇躍 誓ひ固し 結団式 特設防護団出発す」の記事中にみられる、一〇月一日結団式の寺沢副団長演説。
- (72) 『帝大新聞』昭和一六年二月三日「新学年から国策勤勞 検見川で食糧増産」
- (73) 『帝大新聞』昭和一六年一月一日「二千六百年帝大の横顔」
- (74) 『帝大新聞』昭和一五年一月二五日「運営に学生を生ぜ」学生課と学部会代表と懇談」
- (75) 従来の慣例によれば各学部学友会会則は評議会の審議事項であったが、この時は評議会で
「学部会ノ会則ノ制定ハ正式手續ヲ省略シ今回ハ夫々学部ニ於テ全学会規則ニ抵触セザル様至急決定ノ上報告スルコト」
と決められた。このことは、当局が全学会発足の準備をいかに急いでいたかを示すと共に、当局の関心が全学会の中央機関の在り方に集中し、末端の組織の在り方には向けられていなかった、という事も示していると思われる。
- (76) 『帝大新聞』昭和一六年二月七日「全学会審議員・理事（内定）」の中に、このときまでに内定した役員の名表が掲げられている。
- (77) 『帝大新聞』昭和一六年二月二四日「中央事業部長に穂積教授 全学会の役員決る」

(78) 『帝大新聞』昭和一六年二月二四日「学生委員の銓衡始む」

(79) 『帝大新聞』昭和一六年一月二二日「厚生部で生活調査 初の参与会議で討議」

(80) 『帝大新聞』昭和一六年三月三十一日「発足する全学生会 総予算は八万円」という記事の中に昭和一六年度の中央事業部各部の予算が掲載されてゐる。それによれば、鍛錬部五九〇〇〇円、教養部九〇〇〇〇円、厚生部四〇〇〇〇円、事務課四八〇〇〇円、予備費三〇〇〇〇円、計七九八〇〇〇円となつてゐる。

(81) 従来の各運動部がこの時割りあてられた予算は総計で二五五〇〇〇円であつた。これと比べると農耕部の二三〇〇〇〇円というのがいかに大きな割合を占めてゐるかがわかる。

(82) 『帝大新聞』昭和一六年一月二二日「中央事業部に何望む」希望調査を実施せよ より良き「全学生会」実現へ」

(83) 『帝大新聞』昭和一六年四月二二日「打振ふ協心戮力の鋤鋤 検見川で農耕部勤労作業始る」

(84) 『帝大新聞』昭和一六年四月二二日「訪る薫風に乗って祝ふ」全学生会の門出 五月祭近づく」

(85) 『帝大新聞』昭和一六年五月二六日「全学生会我らの手で 傍観者の態度捨てよ、同紙 昭和一六年七月七日「一学期 全学生会活動の跡」によれば、企画推進者が最も力を入れていた検見川の農耕作業に対しても学生の出席率はかなり低かつたという。

(86) 『帝大新聞』昭和一六年五月二六日「全学生会我らの手で 傍観者の態度捨てよ」

(87) 『帝大新聞』昭和一六年五月一九日「政治的停滞を反映か 学内に沈滞の空気 学生と乖離の『全学生会』」

(88) 同前

(89) 平賀総長が学内「新体制」構想を打ち出した意図の中には、教授等に対する統制の強化という要素があつたことが十分に想像される。確かにこの時期には教授等によって学内の紛糾が引起されるような事態は見られなかつた。しかしそれが学内「新体制」によつてもたらされたものであるか否かを判断するだけの根拠がないので、ここでは以上の指摘のみにとどめておきたい。

(90) 『帝大新聞』昭和一六年五月二二日「改組の『学友会』組上に運営方針協議せん 六月帝大総長会議開く」によれば、東大の全学生会は他大学の報国団やその他様々な名称を持つ全学組織と同等のものとして扱われていたことが窺われる。

(91) 『近代日本教育制度史料』第一〇編、三、「文部省訓令第二七号 学校報国団体制確立方」

(92) 『近代日本教育制度史料』第一〇編、三、「文部省令号外 学校報国隊本部及地方部規程」

(93) 『東京朝日新聞』昭和一六年八月八日「団結の威力發揮 国家的要請に即応」

(94) 『近代日本教育制度史料』第一〇編、三、「高等学校長会議ニ於ケル文部大臣指示事項 修練組織強化ニ関スル件」の中に、

「昭和十四年十一月一日発社三三九号通牒ニ基キ国民精神総動員実施機関ハ解消シテ其ノ機能ハ本団体(学校報国団)筆者註)ニ包摂スルコト」とある。

(95) この学校報国隊は昭和一七年六月一〇日の「書文五号 学校防空ノ強化徹底ニ関スル件」によつて学校防護の任務を課され、昭和一九年八月には「国家総動員法」に基づく「学徒勤労令」によつて、勤労即教育の学徒動員のための動員組織とされた。

(96) 『帝大新聞』昭和一六年六月九日「九月には演習を 防護団の組織案なる」及び同紙昭和一六年九月一日「報国隊結成せず。防護団学生隊で充つ」

(97) 『近代日本教育制度史料』第一〇編、三、「発専一六六号 学校報国団ノ隊組織確立其ノ活動ニ関スル件 学校報国団ノ隊組織編成要領」

(98) 『帝大新聞』昭和一六年二月二日「消極方針を一擲 新方向望まるる学部会」

(99) 平賀総長は学部長会議に於て、報国隊が結成された後も止むを得ない場合だけ報国隊を使い、「吾々に関する限りには」防護団を活用した

と提唱してゐる。

(100) 『帝大新聞』昭和一六年九月二日「大室学生課長談ノ時間の活用を」

(101) 『帝大新聞』昭和一七年二月九日「全学生会諸事業統一へ」

(102) 『帝大新聞』昭和一八年一月一日「二千六百一年 帝大の横顔」

(103) 全学生会と特設防護団は敗戦とともに、改廃が論ぜられるようになり、全学生会は昭和二〇年二月一八日の評議會で、昭和一五年以前の狀態に戻すという方針が決定され、翌二一年三月三一日に廃止された。特設防護団は昭和二〇年九月四日の評議會で、その規程を学部通則中から削除することが決定された。

附記 本稿の評議會に関する記述はすべて『評議會記事要旨 乙』によつた。

(みやざき ふみこ)・百年史編集室)